

令和7年第1回 飯豊町議会定例会会議録

令和7年3月6日 令和7年 第1回飯豊町議会定例会は、飯豊町役場議場に招集された。

◎ 出席議員は、次のとおりである。

1番	横山清彦	2番	島貫寿雄
3番	遠藤純雄	4番	高橋勝
5番	屋嶋雅一	6番	舟山政男
7番	松山和好	8番	遠藤芳昭
9番	高橋亨一	10番	菅野富士雄

◎ 欠席議員は、次のとおりである。

なし

◎ 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	嵐正人	教育長	熊野昌昭
代表監査委員	伊藤毅	会計管理者（兼） 税務会計課長	上田信幸
総務課長	志田政浩	企画課長	鈴木祐司
住民課長	後藤智美	健康福祉課長（兼） 地域包括支援センター所長	伊藤満世子
介護老人保健施設 事務長（兼） 国保診療所事務長	渡部博一	農林振興課長（併） 農業委員会事務局長	舘石修
商工観光課長	山口努	地域整備課長	渡辺裕和
教育総務課長	後藤美和子	社会教育課長（併） 町民総合センター所長	竹田辰秀

◎ 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	色摩里香	議事室主査	井上由佳
事務助手	横澤吉和		

◎ 議事日程は、次のとおりである。

令和 7 年 第 1 回飯豊町定例会議事日程 〔第 3 号〕

令和 7 年 3 月 6 日

午前 1 0 時 開 議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 行政報告

日程第 3 承認第 1 号 物損事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の承認について

日程第 4 承認第 2 号 交通事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の承認について

日程第 5 承認第 3 号 令和 6 年度飯豊町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分の承認について

日程第 6 承認第 4 号 令和 6 年度飯豊町一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分の承認について

日程第 7 承認第 5 号 令和 6 年度飯豊町一般会計補正予算（第 11 号）の専決処分の承認について

日程第 8 承認第 6 号 令和 6 年度飯豊町一般会計補正予算（第 12 号）の専決処分の承認について

日程第 9 請願第 1 号 国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について

日程第 10 議案第 1 号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

日程第 11 議案第 2 号 飯豊町地区まちづくりセンターの設置及び管理運営に関する条例の設定について

日程第 12 議案第 3 号 飯豊町地区まちづくりセンターの設置及び管理運営に関する条例の設定に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

日程第 13 議案第 4 号 飯豊町消防団条例の設定について

日程第 14 議案第 5 号 飯豊町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 15 議案第 6 号 飯豊町行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 16 議案第 7 号 飯豊町個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第17 議案第8号 飯豊町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第9号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第10号 飯豊町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第11号 飯豊町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第12号 飯豊町畜産振興基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第13号 飯豊町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第14号 飯豊町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第15号 飯豊町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第16号 飯豊町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第17号 飯豊町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第18号 飯豊町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第19号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算（第13号）
- 日程第29 議案第20号 令和6年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第30 議案第21号 令和6年度飯豊町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第31 議案第22号 令和6年度飯豊町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第32 議案第23号 令和6年度飯豊町訪問看護特別会計補正予算（第4号）
- 日程第33 議案第24号 令和6年度飯豊町介護老人保健施設特別会計補正予算（第5号）
- 日程第34 議案第25号 令和6年度飯豊町萩生財産区特別会計補正予算（第2号）
- 日程第35 議案第26号 令和6年度飯豊町豊原財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第36 議案第27号 令和6年度飯豊町添川財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第37 議案第28号 令和6年度飯豊町中津川財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第38 議案第29号 令和6年度飯豊町水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第39 議案第30号 令和6年度飯豊町下水道事業会計補正予算（第5号）

- 日程第40 議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町福祉事業所「でんでん」）
- 日程第41 議案第32号 飯豊町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第42 議案第33号 飯豊町辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第43 施政方針
- 日程第44 議案第34号 令和7年度飯豊町一般会計予算
- 日程第45 議案第35号 令和7年度飯豊町国民健康保険特別会計予算
- 日程第46 議案第36号 令和7年度飯豊町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第47 議案第37号 令和7年度飯豊町介護保険特別会計予算
- 日程第48 議案第38号 令和7年度飯豊町訪問看護特別会計予算
- 日程第49 議案第39号 令和7年度飯豊町介護老人保健施設特別会計予算
- 日程第50 議案第40号 令和7年度飯豊町萩生財産区特別会計予算
- 日程第51 議案第41号 令和7年度飯豊町豊原財産区特別会計予算
- 日程第52 議案第42号 令和7年度飯豊町添川財産区特別会計予算
- 日程第53 議案第43号 令和7年度飯豊町豊川財産区特別会計予算
- 日程第54 議案第44号 令和7年度飯豊町中津川財産区特別会計予算
- 日程第55 議案第45号 令和7年度飯豊町水道事業会計予算
- 日程第56 議案第46号 令和7年度飯豊町下水道事業会計予算
- 日程第57 総括質疑

(議長 菅野富士雄君) (午前10時00分 開議)

おはようございます。

令和7年第1回飯豊町議会定例会第3日目であります。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、ここに成立いたしました。

それでは、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、あらかじめ配付しております議事日程により進めてまいります。

また、休息は適宜取りますが、緊急を要することがあれば、静かに入退席いただいて構いませんので、各自のご判断をお願いいたします。

《 日程第 1 》

諸般の報告を行います。

報告書をお開きください。

1 番目、11月28日、新潟県関川村、小国町、本町の2町1村で、新潟山形南部連絡道路建設促進要望を財務省・国土交通省に出向いて、財務省では新潟県選出の斎藤洋明副大臣に、国土交通省では、古川 康副大臣に、それぞれ新潟山形南部連絡道路の早期建設を要望してまいりました。また、県選出国會議員の各事務所にも訪問し、さらなる支援をお願いしてまいりました。

次に、4 番目ですけれども、2月10日、山形市県自治会館において、山形県町村議会議長会第76回定期総会が開催され、全ての議案と行財政改革の徹底と議会の活性化を図り、地方創生の実現を目指すための12項目についての決議について可決・承認されました。

あとは皆様でお目通しいただければと思います。

以上、諸般の報告とさせていただきます。

《 日程第 2 》

行政報告を行います。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私から、12月議会定例会から3月議会定例会までの行政報告を行います。

1 ページ目をご覧ください。

飯豊町豪雪対策本部についてご報告いたします。

2月5日に大雪警報が発令され、また、何日も降雪が続き、住民生活に重大な影響を及ぼす

おそれがあると判断し、2月6日13時に飯豊町豪雪対策本部を設置いたしました。

各観測地点における積雪量は記載のとおりであります。

被害として1名の方が亡くなられ、除雪作業による軽傷者が4名出ております。

豪雪対策本部として、高齢者宅の見回り、雪捨場の設置、注意喚起などの広報を行いました。

2ページをご覧ください。

総務課総務財政室について報告いたします。

令和6年度職員採用試験を実施し、上級行政1名、初級行政2名に内定を出しました。

また、任期満了に伴う山形県知事選挙が1月9日告示、1月26日投開票の日程で執行され、現職の吉村美栄子候補者が再選されました。投票率は48.08%でありました。

2ページ下部をご覧ください。

私の主な会議等の出席状況についてご報告いたします。

11月28日、新潟山形南部連絡道路建設促進について、新潟山形南部連絡道路「飯豊町区間」早期実現推進協力会の富永春次会長や菅野議長とともに、財務省並びに国土交通省に要望活動を行いました。

12月6日、手ノ子小学校PTAが受賞した日本PTA東北ブロック協議会優良PTA表彰・山形県教育委員会優良PTA表彰の記念祝賀会に出席しました。父兄、教職員はもちろん、長年地域が一体となって活動してきたことが評価されたものであり、大変喜ばしい場所に立ち会わせていただきました。

3ページをご覧ください。

1月7日、令和7年飯豊町新春賀詞交換会が行われました。各業界の関係者と顔を合わせ、本町行政運営への引き続きの協力をお願いしたところです。

1月12日、令和7年飯豊町消防出初め式が行われました。近年頻発する災害における対応について、町消防団の役割は大きく重要であります。本年は災害のない1年であってほしいと願うばかりです。

1月14日、三菱鉛筆株式会社山形工場竣工式が行われました。

4ページをご覧ください。

1月22日、JR米坂線復旧に係る関係自治体首長会議が開催されました。平山雅之副知事も出席し、沿線自治体首長と意見交換しました。鉄道での復旧を第一とすることを確認したものの、上下分離方式や第三セクターによる運営など、ほかの選択肢も検討していかなければいけないとの意見がありました。

2月1日、町とアンテナショップ I I D E が連携し、セシオン杉並で、いいでマルシェ・移住フェアを開催しました。芋煮、玉こんにゃく、アグリメントなかのイチゴ、香月お菓子など、町内産品は完売しました。私も売り子の一人として本町を P R してきました。

2月5日、スポーツ文化ツーリズムアワード2024、スポーツ文化ツーリズム賞表彰式に出席しました。白川湖と水没林におけるカヌーやアートによるサステナブルな観光づくりにおいて、いいでカヌークラブや中津川の森人会の頑張りが評価されたものであります。

5 ページをご覧ください。

2月18日、株式会社クラッソーネと空き家等の除去促進に係る連携協定を締結しました。空き家の適正管理、流動化への対策として、民間事業者と連携し取り組んでまいります。

6 ページをご覧ください。

総務課防災管財室についてご報告いたします。

12月15日、令和6年度飯豊町軽四輪小型動力ポンプ付積載車引渡式が行われました。積載車が第1分団第2部第1班と第3分団第1部第1班に配備されます。

7 ページをご覧ください。

企画課総合政策室についてご報告いたします。

2月14日から15日にかけて、農村未来塾が開催されました。「空き家・空き地を蘇らせまちむらの再生を！！」をテーマに、5名の講師の講演、パネルディスカッション、町内視察などが行われました。

9 ページをご覧ください。

住民課住民室についてご報告いたします。

人口動態について、1月末の人口は6,188人、3月末の人口が6,339人でしたので、10か月で151人の減少となります。

10 ページをご覧ください。

住民課生活環境室についてご報告いたします。

12月16日から1月28日までの間に計6回、各地区公民館等で脱炭素先行地域事業に係る住民説明会を行いました。環境省の脱炭素先行地域事業への申請に当たり、プロジェクトの事業内容について説明いたしました。

11 ページをご覧ください。

税務会計課税務室についてご報告いたします。

1月末の町税、国民健康保険税等の収納状況は記載のとおりであります。

13ページをご覧ください。

健康福祉課福祉室・地域包括支援センターについてご報告いたします。

物価高騰対策として、非課税世帯に対し1世帯当たり3万円を給付する非課税世帯物価高騰緊急支援給付事業は、約600世帯が対象と見込まれ、3月上旬に申請書を発送し、支給手続を行う予定です。

14ページをご覧ください。

健康福祉課子ども家庭健康室についてご報告いたします。

町健康福祉課が長井警察署長から感謝状を受け取りました。DV被害者等への支援が評価されたものであります。

15ページをご覧ください。

介護老人保健施設等についてご報告いたします。

1月末現在の介護老人保健施設の入所利用の稼働率は88.5%、通所利用は45.2%となっております。

16ページをご覧ください。

農林振興課農業振興室についてご報告いたします。

令和6年度経営所得安定対策等の取組状況は記載のとおりであります。

17ページをご覧ください。

2月9日、飯豊町生産組合長会を開催し、経営所得安定対策や農業政策制度概要等について説明いたしました。

19ページをご覧ください。

商工観光課観光交流室について報告いたします。

記載のとおり、持続可能な観光計画策定に向けて、策定委員会やワークショップを計6回開催しております。

20ページをご覧ください。

地域整備課建設室についてご報告いたします。

新潟山形南部連絡道路建設促進期成同盟会として、12月12日に国土交通省東北地方整備局並びに国土交通省山形河川国道事務所に、12月23日に国土交通省北陸地方整備局並びに国土交通省羽越河川国道事務所を訪問し、要望活動を行いました。

少しページが飛びますが、25ページをご覧ください。

社会教育課生涯学習振興室についてご報告いたします。

中村観音堂保存会が、未来に伝える山形の宝に登録認定され、2月20日に知事から登録証の交付を受けました。「先人との繋がりを感じられる場所 町内最古の建造物天養寺観音堂を巡る」として、地域に残る有形・無形の文化財を保存・活用する取組が評価されたものです。

以上で行政報告を終わります。

(議長 菅野富士雄君)

以上で行政報告を終わります。

《 日程第 3 》

承認第1号 物損事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の承認について
及び

《 日程第 4 》

承認第2号 交通事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の承認について
の2案件を一括議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました、承認第1号 物損事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の承認について及び承認第2号 交通事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の承認についての2案件について、ご説明申し上げます。

初めに、承認第1号 物損事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の承認についてにつきましては、令和6年3月26日に飯豊町大字黒沢地内で発生した物損事故に係る損害賠償の額の決定について、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、承認を求めるため、提案するものであります。

その内容につきましては、令和6年3月26日、午前10時30分頃、飯豊町大字黒沢地内において、公用車運転中に、国土交通省所有の光ケーブルを破損した物損事故について損害賠償を行うものであり、損害賠償の請求者、損害賠償の額及び条件については、記載のとおりであります。

次に、承認第2号 交通事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の承認についてにつきましては、令和6年11月18日、山形市蔵王松ヶ丘地内で発生した、交通事故に係る損害賠償の額の決定について、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、承認を求めるため、提案するものであります。

その内容につきましては、令和6年11月18日、午後12時48分頃、山形市蔵王松ヶ丘地内にお

いて、公用車を運転中に発生した交通事故について損害賠償を行うものであり、損害賠償の請求者、損害賠償の額及び条件については、記載のとおりであります。

以上、承認第1号及び承認第2号の2案件について、概略を申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、ただいま議題となっております2案件について、それぞれ採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

初めに、承認第1号 物損事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、承認第1号 物損事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の承認については、原案のとおり可決されました。

次に、承認第2号 交通事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、承認第2号 交通事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の承認については、原案のとおり可決されました。

《 日程第 5 》

承認第3号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認について

《 日程第 6 》

承認第4号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認について

《 日程第 7 》

承認第5号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認について及び

《 日程第 8 》

承認第6号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認についての4案件を一括議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。
(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました、承認第3号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認についてから、承認第6号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認についてまでの4案件について、ご説明申し上げます。

4案件とも、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、承認を求めるため、提案するものであります。

初めに、承認第3号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認についてにつきましては、歳入歳出予算の総額に2,116万円を追加し、歳入歳出それぞれ80億4,131万1,000円と定めたものであります。

歳出の内容につきましては、令和6年度非課税世帯物価高騰緊急支援給付に係る関連費用2,116万円を追加するものであり、その財源として、国庫支出金2,116万円を追加するものであります。

そのほか、繰越明許費の設定3件であります。

次に、承認第4号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認についてにつきましては、歳入歳出予算の総額に5,000万円を追加し、歳入歳出それぞれ80億9,131万1,000円と定めたものであります。

歳出の内容につきましては、今冬の降雪に伴い不足が見込まれる除雪作業委託料5,000万円を追加するものであり、その財源として、普通交付税3,378万1,000円及び特別交付税1,621万9,000円を追加するものであります。

次に、承認第5号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認についてにつきましては、歳入歳出予算の総額に4,400万円を追加し、歳入歳出それぞれ81億3,531万1,000円と定めたものであります。

歳出の内容につきましては、今冬の降雪に伴い不足が見込まれる除雪作業に係る委託料4,400万円を追加するものであり、その財源として、特別交付税4,400万円を追加するものであります。

最後に、承認第6号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認についてにつきましては、歳入歳出予算の総額に3,000万円を追加し、歳入歳出それぞれ81億6,531万1,000円と定めたものであります。

歳出の内容につきましては、今冬の降雪に伴い不足が見込まれる除雪作業委託料3,000万円を追加するものであり、その財源として、特別交付税3,000万円を追加するものであります。

以上、承認第3号から承認第6号までの4案件について、概略を申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

（議長 菅野富士雄君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

（議長 菅野富士雄君）

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、ただいま議題となっております4案件については、それぞれ採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

初めに、承認第3号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙手 全員 ）

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、承認第3号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認については、原案のとおり可決されました。

次に、承認第4号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、承認第4号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認については、原案のとおり可決されました。

次に、承認第5号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、承認第5号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認については、原案のとおり可決されました。

次に、承認第6号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、承認第6号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認については、原案のとおり可決されました。

《 日程第 9 》

請願第1号 国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について
の件を議題といたします。

本案に関し、飯豊町議会会議規則第91条の規定により、請願文書表及び請願書の写しを作成し、お手元に配付しております。

この際、請願の趣旨について、紹介議員の説明を求めます。9番 高橋亨一君。

（9番議員 高橋亨一君）

ただいま上程になりました、請願第1号 国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について、朗読をもって説明いたします。

学校給食は、児童生徒の食に関する望ましい食習慣を養い、心身の健全な発達に資するものです。

また、これまで各市町村では特色ある給食を提供し、郷土愛の醸成や地場産品の消費拡大につながる食育を展開するなど、学校教育の一環として重要な役割を果たしています。

近年の子育て支援や少子化対策、義務教育の無償化の観点から、小中学校の給食費を全額補助、または一部補助する市町村が増加しています。

しかしながら、多額の出資を強いられ、給食費の無償化は、厳しい地方財政を、さらなる圧迫するなどの懸念から、実施に踏み切れない市町村も少なくありません。

加えて、近年の様々な世界情勢や異常気象によって原材料費及び燃費が高騰し、値上がり相次いでいます。

そうした背景や財源の課題からこれまで無償化を取りやめた市町村も出ています。

食育という教育を行うのに必要不可欠である学校給食の無償化については、本来、児童生徒の多さ、財政の豊かさ等により市町村が判断するものではなく、義務教育の段階においては、教科書と同様、無償化することが望まれます。子どもの学びと成長する権利を保障することは、国や私たち、社会全体の責任です。

こうした状況を鑑み、子供たちの健やかな成長を保障する質の高い学校給食については、国の責任において財政確保を行い、全ての市町村が学校給食の無償化を実施できるようにすることが望まれます。

よって、国及び政府に対し、貴議会として意見書を提出していただくようお願いいたします。

〔請願内容〕

国及び政府に対して、以下の事項を要望する意見書を提出してください。

1、学校給食法を改正し、国の責任において、全ての市町村で学校給食の無償化を実施できるよう進めること。

2、国による恒久的な給食の無償化が行われるまで、学校給食費の軽減策を実施する市町村に対し、財政支援の拡充を図ること。

〔意見提出先〕

内閣総理大臣 石破 茂。

財務大臣 加藤勝信。

文部科学大臣 阿部俊子。

請願者は、山形市薬師町2-6-15、新発見ビル教育文化センター内、学校給食の早期無償化をめざす山形県民の会代表委員高木孝一。

紹介議員は高橋亨一です。

以上であります。

慎重にご審議いただき、採択していただきますようお願いを申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で、請願の趣旨説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております請願第1号については、飯豊町議会会議規則第92条の規定により、総務文教常任委員会に付託の上、会期中の審査といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は総務文教常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

《 日程第 10 》

議案第1号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についての件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました、議案第1号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について、ご説明申し上げます。

提案理由にありますように、町税及び税外収入金の督促手数料の廃止に伴い、関係条例について所要の改正を行うため、本条例の設定を提案するものであります。

内容につきましては、現行町税及び税外収入金の納期限までに納付しない場合は、督促状を發布し、督促状1通につき80円を徴収しています。しかし、令和5年4月から金融機関窓口において督促手数料の取扱いを変更したこと、また、一部町税の電子納付が可能になったことにより、督促手数料を徴収することが困難な場合が生じたことから、令和7年度から督促手数料を廃止するものであります。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第1号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についての件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

起立全員です。

よって、議案第1号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の設定については、原案のとおり可決されました。

《 日程第 11 》

議案第 2 号 飯豊町地区まちづくりセンターの設置及び管理運営に関する条例の設定について

及び

《 日程第 12 》

議案第 3 号 飯豊町地区まちづくりセンターの設置及び管理運営に関する条例の設定に伴う
関係条例の整備に関する条例の設定について

の 2 案件を一括議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました、議案第 2 号 飯豊町地区まちづくりセンターの設置及び管理運営に関する条例の設定について及び議案第 3 号 飯豊町地区まちづくりセンターの設置及び管理運営に関する条例の設定に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についての 2 案件について、ご説明申し上げます。

初めに、議案第 2 号 飯豊町地区まちづくりセンターの設置及び管理運営に関する条例の設定についてにつきましては、提案理由にありますように、住民が主体となる自主的な地域づくりを促進し、まちづくり活動を総合的に支援する機能としての地区まちづくりセンターの担うべき事業や役割を明確にするため、本条例の設定を提案するものであります。

内容につきましては、これまで、飯豊町町民総合センターの設置及び管理に関する条例に規定し、社会教育法に基づく地区公民館を包括しながら運営してきた、地区まちづくりセンターについて、その担うべき事業や役割を明確にするものであります。

次に、議案第 3 号 飯豊町地区まちづくりセンターの設置及び管理運営に関する条例の設定に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてにつきましては、提案理由にありますように、飯豊町地区まちづくりセンターの設置及び管理運営に関する条例の施行に伴い、各施設の使用料等について、所要の改正を行うため、本条例の設定を提案するものであります。

内容につきましては、飯豊町教育施設使用条例の使用料について、公民館の表示を削除するほか、各施設の使用料は、地区まちづくりセンターの使用料を適用するなどの改正を行うものであります。

以上、議案第 2 号及び議案第 3 号の 2 案件について、概略を申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。4番
高橋 勝君。

(4番議員 高橋 勝君)

それでは、これは第2号についてお聞きします。

5条と6条になるんですけども、職員とまちづくり委員会についてです。この文面では職員を置くことができると、委員会のほうも置くことができるっていうことで、ここに明記さっておりますが、この公民館の設置条例見ますと、職員に関しては、職員を置くという文面になっております。あと、この公民館ですが、この審議会、これはまちづくりセンターによって審議会がなくなると思うんですが、これに関しても、置くということで、言い切ってるっていうか、形になっておりますが、これは行政上の文言の表示なのかなんですが、この置くことができると置くの違い、そして、なぜセンターの設置条例に関しては置くことができるという表現されてるのか、そこを確認させてください。

(議長 菅野富士雄君)

竹田社会教育課長。

(社会教育課長(併) 町民総合センター所長 竹田辰秀君)

4番 高橋議員のご質問にお答えいたします。

職員については置くことができるということで明記しておりますけども、当初条例を新たに設定する場合、センター長の部分という部分も含め、どのように配置したかということで検討を重ねた経過がございます。

今現在、直営ということになっております。現在の予定ですと、これまでどおりセンター長をお願いし、設置しながら運営をしていく予定でありますけども、センター長が町の所属課の長という部分もあり得るという部分もあり、置く、置かないでなく、置くことができるということで設定したものであります。

いずれにしても、センター長、職員については、置くという方向では、現在進んでおります。あわせて、まちづくり委員会の部分につきましても、それぞれの地域の特性・特徴という部分を生かして、できれば、全てのまちづくりセンターにこの委員会を設置していきたいという方向では考えておりますけども、7年度一斉にこの委員会が設置できるということにも限らないということを想定しております。

将来的には、それぞれまちづくり委員会を設置していきたいと考えておりますけども、当初

からできないという部分もあるかもしれないという部分も想定しながら、置くことができるということで明文化したものであります。

(議長 菅野富士雄君)

4 番 高橋 勝君。

(4 番議員 高橋 勝君)

それでは、今説明いただきました。今言葉の説明ということで、今課長が説明あったとおりの理由があって、こういう表現にしているということは理解しましたが、この職員に関しては、毎回毎回とは言いませんが、やはり人員配置、人員の人数がやっぱり地区ごとで、例えば大字が一つのところと、大字を複数抱えているところと、その職員の配置の関係、時々その関係に対していろいろご意見あるようですので、せっかくの機会でありますから、やはり基準になるような、この人員というか、定員を何らかの場面で示すことが、今後混乱にならないことにもつながっていくと思いますので、ここで人員定数を表記できるのかどうか、どう人員に関して、定員に関して考えていらっしゃるのかお聞きします。

あと、まちづくり委員会、これがまちづくりセンターの、各地区まちづくりセンターの本当に肝になっていく部分なのだと理解しておりますが、それが各地区のいろんな事情で、7 年度にはできるところ、できないところがあるという当初からの考えで、それがよろしいのかどうか、再度町というか、担当課としての考えをお聞きしたいのと、今現在、今現在も平成30年4月から施行されております、まちづくり委員会設置要綱というものがあります。これに関しては、この条例が変わった後、議決された後、速やかにまちづくり委員会の設置の要綱は、策定に入るのかどうか、その点をお聞かせください。

(議長 菅野富士雄君)

竹田社会教育課長。

(社会教育課長 (併) 町民総合センター所長 竹田辰秀君)

高橋議員の再質問にお答えいたします。

各センターの職員の人員については、人事の部分もありますので、なかなかお答えづらいのこともありますけども、3 地区で1センター、1 地区で1センターというのは承知しております。町の財政上の都合等もあり、それぞれ人数に、地区に応じた職員配置ができれば一番理想なんですけども、なかなか現実的にはそうはいかないという部分もあろうかと思います。そこは、今後動きを見ながら、人事担当課とも相談しての検討になるのかなとは思っています。

あと、まちづくりセンターの設置でありますけども、できれば7 年度中、今回スタートを切

った部分では、それぞれ5センターに設置をしていきたいとは考えております。ただ、何らかの都合で遅い、早いという部分も出てくるのかなという、これやってみないと分かんない部分ありますけども、考えてます。

現在あります、まちづくり委員会につきましては、一旦その要綱は廃止となりまして、規則のほうで今度要綱を定めるということになるかと思います。ただ、委員会の役割としては、以前、全協等でも申し上げたとおり、いわゆる運営に対する意見、ご意見番という部分ではなく、地域をどうよくしていくかという、実際に活動していく組織という部分を目指していきたいと考えておりますので、その方向でまずは話を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。（「分かりました」の声あり）

（議長 菅野富士雄君）

ほかにございませんか。5番 屋嶋雅一君。

（5番議員 屋嶋雅一君）

それでは、私からもお伺いしたいと思います。

基本、現在の公民館っていう形になりますと、基本的には宿泊というのはできないということにはなっておると思います。ただ、今回のこの地区のまちづくりセンターの設置のこの条例を見させていただきますと、そういった宿泊っていうことについては載っていません。ということは、これを考えたときには、もう既に宿泊っていう、伴うような事業に対しては、許可しないという考えでおったのか、その点、1点お伺いします。

（議長 菅野富士雄君）

竹田社会教育課長。

（社会教育課長（併）町民総合センター所長 竹田辰秀君）

5番 屋嶋議員のご質問にお答えいたします。

これを制定するに当たって、同じような考えが出ました。過去には、地区の育成会だ何だという部分で、公民館を利用した宿泊行事ということもありました。今回、いわゆる公民館という部分がなくなると、地域づくりのための一翼を担う施設ということに鑑みて、場合によっては、そういった行事の復活等もあり得るのかなということは想定しております。

以上です。

（議長 菅野富士雄君）

5番 屋嶋君。

（5番議員 屋嶋雅一君）

ただいま、想定してるということをお伺いしました。だとすると、確かにこのまちづくりセンターという形になりますと、他の地域でも、宿泊を伴って、やはりいろんな活動されているというところも多々見受けられるようです。

今回も、自主的な地域づくりの促進をしていくとか、個性豊かな活力ある活動を求めていくということであれば、やはり宿泊も伴う行事もあるだろうなということは見込んでいただきたいということと、例えば、これから部活動、スポ少についても、地域移行になるということを考えて場合、合宿だとか、そういったことも想定されます。ということも考えれば、あとは学校間の交流だったり、そういったことも考えられると思いますので、今回、実際これで条例出てはいますが、例えば、そういった宿泊が伴うとなれば、ここにも記載ありますように、その宿泊の料金体制とか、そういったのも全然載っていないということもありますので、速やかに条例改正としていくというつもりでいるのかだけお伺いしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

竹田社会教育課長。

(社会教育課長(併) 町民総合センター所長 竹田辰秀君)

5番 屋嶋議員の再質問にお答えいたします。

料金表には宿泊という部分は載ってございませんけども、基本4時間単位での金額ということでは想定しております。あと、利用時間等も設定しておりますけども、そこは運用という部分で、取りあえずは実施していきたいと考えております。

(議長 菅野富士雄君)

よろしいですか。ほかに。8番 遠藤芳昭君。

(8番議員 遠藤芳昭君)

8番 遠藤です。

社会教育施設からまちづくりセンターということで、まちづくり担当に担当が所管替えになっていくというふうなことを、前回お聞きをしたところでございますが、他意を申し上げるつもりはありませんし、行政がそういう方向に進んでいくということは歓迎すべきことだろうと思いますので、住民の立場に、利用者の立場といいますか、そういう立場になってお聞きをしたいと思いますが、社会教育とまちづくりセンター、2つの看板があって今まで来たわけですけども、まちづくりセンターに全く移行していくということも、住民にとっては、あるいは利用者にとっては、どういうことなんだろうということが、あまり徹底されていないのではないかなと思います。

今後、まちづくりセンターの事業、あるいは活動の内容、運営の内容、そういったものを、住民の方にやっぱりきちんと、理解をしていただいて、選挙でお聞きしました地域の問題とか、地域の課題とか、あるいはまちづくりに対する皆さんの頑張りを、それを支援をしていくという、そういう施設になるんだよということをお聞きしましたので、ぜひ住民の皆さんに、どのようにして今後このことをお知らせをしながら、まちづくりセンターに集結をしていただくような、そういう取組をしていくのかということをお聞きしたいと思います。

それから、もう一つは、これまでに、社会教育ではなかったと思いますが、多くのサークルとか、趣味の団体とか、活動グループがあったと思いますが、そういう方々が、今度まちづくりセンターとなって、社会教育というものが外れるわけなので、趣味のグループとか、そういったものに対して、私たちどうなるんだろうという心配も出てくるのではないかなと思いますので、住民の皆さん、町民の皆さんに対して、利用者の皆さんに対して、今後どういう対応を行っていくつもりなのかお聞きしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

竹田社会教育課長。

(社会教育課長(併) 町民総合センター所長 竹田辰秀君)

8番 遠藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、2点目からですが、各種団体、サークルの活動等について、社会教育活動が外れるという部分ではなく、そのセンターの活動の一環ということで考えております。そういった部分も含めて、最初のご質問にありました、住民の方への周知・広報等につきましては、例えば新年度当初の部落長等会とか、あるいは協議会長等会とか等の様々な場面を利用してお話をしていきたいということと、4月の広報に、まずはこう変わりますということで、記事を掲載させていただいて、その都度、まちづくりセンターの動きなども、新しい所管課で、広報等で掲載していくということの連携を今取っているところであります。

また、今現在も、それぞれのセンターで、上半期、下半期に分けて、活動状況等をホームページのほうに記載をするということを実施しております。

あらゆる場面で動き等を、そういった形でお知らせしていければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

8番 遠藤芳昭君。

(8番議員 遠藤芳昭君)

今まで公民館を利用する方っていうのは、いきいき教室とか、あるいは、特に女性の方がよくうけたんじゃないかなと思いますが、あくまでも地域の公民館でありますので、地域との連携というのが一番大事なのかなと思うわけです。ぜひ地域との連携を、新たなこの機会に、どのように持っていくかという、要は地域の課題をちゃんとまちづくりセンターに相談できる、そういう仕組みとか、システムというのは、大事なのかなと思います。

このまちづくりセンター、以前は公民館だったわけですが、もう10年前には指定管理を取っておられました。その地域地域で独自に運営をしていくということで、行政からあまり束縛されない、自由な活動をやっていくということでありましたが、なかなかそこは難しいということで、行政主導になって今に至っているわけですが、ほかの市町村を見ますと、地域独自で運営をできる、そういう仕組みが取られているようでございます。

ただいま、4番議員の質問にもありましたけれども、同じような体制で、同じような予算で、進めていくっていうのは、また今後懸念されることでありまして、地域の特性、あるいは規模とか、人口とか、集落数とか、そういったものに合わせて、行政もきちんとめり張りをつけていく必要があるのではないかなと思ったところです。

地域の課題に取り組むは分かりましたが、今後この仕組みをどうやって検証して進めていくかという検証委員会なんですけど、行政の中でそういったものをきちんとやっていく必要があるんだと思います。各公民館、あるいはまちづくりセンターの中で、まちづくり委員会だけでなく、行政の中で、他の市町村を比べろとは言いませんけれども、頑張っておられる、あるいは頑張る力を引き出すような、そういう組織づくりをどうやってするかというのが、やっぱり行政の本来の仕事ではないかなと思いますので、その辺のまとめ方をどのように考えているか、お聞きしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

竹田社会教育課長。

(社会教育課長(併) 町民総合センター所長 竹田辰秀君)

8番 遠藤議員の再質問にお答えいたします。

今現在は、直営での施設というようなことになっております。議員おっしゃるとおり、以前は指定管理の公民館という部分でありました。

目指すべき方向は、年初めの議員研修会でお話をお聞きした山大の先生がおっしゃるとおり、いわゆる相対的成長、持続可能な地域づくりという部分だと思います。人口減少が進む中で、その地域をどう今の水準で維持していくかというのが、これからの大きな課題だと考えており

ます。それらを目指すため、最終的には地域で運営できるような施設になればということで、条例も指定管理の部分は取り入れております。

先般の農村未来研究所の会議ありましたけども、あの中で、全国でも有名なやねだんを実施なさっている方々、お話ありましたけども、目指す方向は、地域でそういった行政に頼らない地域づくりができれば、一番最高だなとは思いますが、一長一短にそうすぐにはいかないと思います。このまちづくりセンターは、自ら進んでそういった、いわゆる住民の方々を支援するセンターだという位置づけであります。あくまでも主役は町民の方々ということで、それをバックアップするセンターということで運営していければと思います。

検証等につきましては、総合計画の部分でも、このまちづくりセンターは大きく位置づけられております。それぞれ見直し、来年度もありますけども、そういった中で、センターの動きなどの検証も図られるということでは考えておりますので、そのような、今考えておるということであります。

(議長 菅野富士雄君)

よろしいですか。ほかに…… 8 番 遠藤芳昭君。

(8 番議員 遠藤芳昭君)

ただいま社会教育課長から答弁いただきました。

そういう言葉をお聞きするために質問をさせていただいたところもありますけれども、ぜひ今のように、やっぱり進んでいただければなと思います。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

それでは質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、ただいま議題となっております 2 案件について、それぞれ採決を行います。

この採決は起立によって行います。

初めに、議案第 2 号 飯豊町地区まちづくりセンターの設置及び管理運営に関する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

起立全員です。

よって、議案第2号 飯豊町地区まちづくりセンターの設置及び管理運営に関する条例の設定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 飯豊町地区まちづくりセンターの設置及び管理運営に関する条例の設定に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

起立全員です。

よって、議案第3号 飯豊町地区まちづくりセンターの設置及び管理運営に関する条例の設定に伴う関係条例の整備に関する条例の設定については、原案のとおり可決されました。

《 日程第 13 》

議案第4号 飯豊町消防団条例の設定について
の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました、議案第4号 飯豊町消防団条例の設定について、ご説明申し上げます。

提案理由にありますように、消防組織法の規定により条例で定めることとなっている消防団の設置、名称及び区域等を整理するとともに、消防庁から示されている準則に合わせて所要の改正を行うため、本条例の全部改正を提案するものであります。

内容につきましては、消防団の名称を飯豊町消防団、消防団の区域を飯豊町全域と定めるほか、欠格条項等を規定するなど、消防庁が示す準則に合わせて改正するものであります。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い

い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第4号 飯豊町消防団条例の設定についての件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

起立全員です。

よって、議案第4号 飯豊町消防団条例の設定については、原案のとおり可決されました。

《 日程第 14 》

議案第5号 飯豊町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました、議案第5号 飯豊町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由にありますように、複雑多様化する行政課題に的確に対応できる行政組織として、まちづくり活動の推進に関する業務を企画課に集約し、まちづくり機能をさらに推進していくため、本条例の一部改正を提案するものであります。

内容につきましては、町民総合センターまちづくり室が所管してきたまちづくり活動の推進に関する業務を、まちづくり活動を総合的に支援する地区まちづくりセンターの業務と併せて企画課に集約するものであります。

以上、概略を申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第5号 飯豊町課設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第5号 飯豊町課設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

《 日程第 15 》

議案第6号 飯豊町行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました、議案第6号 飯豊町行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由にありますように、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の

向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項を整理するため、本条例の一部改正を提案するものであります。

以上、概略を申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第6号 飯豊町行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第6号 飯豊町行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

《 日程第 16 》

議案第7号 飯豊町個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました、議案第 7 号 飯豊町個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由にありますように、個人情報保護委員会が定める個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに基づき、個人情報の保護に関する法律と重複する規定について整理するため、本条例の一部改正を提案するものであります。

内容につきましては、飯豊町個人情報保護法施行条例第 3 条に規定する実施機関の責務については、法律にも規定があり重複することから、当該条文を削除するものであります。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第 7 号 飯豊町個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第 7 号 飯豊町個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

《 日程第 17 》

議案第 8 号 飯豊町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました、議案第8号 飯豊町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由にありますように、仕事と介護の両立支援の拡充等に係る人事院規則に伴う所要の改正及び職員が特別休暇を取得しやすい環境整備を図るため、本条例の一部改正を提案するものであります。

内容につきましては、人事院規則の一部改正に伴い、子の看護休暇の年齢延長及び取得事由を拡大するほか、職員の夏季の特別休暇の取得可能期間について、6月から10月までに拡大するものであります。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第8号 飯豊町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第8号 飯豊町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の

制定については、原案のとおり可決されました。

《 日程第 18 》

議案第 9 号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

《 日程第 19 》

議案第10号 飯豊町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
及び

《 日程第 20 》

議案第11号 飯豊町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

の3案件を一括議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました、議案第 9 号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第11号 飯豊町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3案件について、ご説明申し上げます。

初めに、議案第 9 号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由にありますように、令和 6 年10月 7 日付山形県人事委員会の勧告等に基づく通勤手当の支給限度額の引上げ及び公民館運営審議会委員を廃止するため、本条例の一部改正を提案するものであります。

内容につきましては、山形県人事委員会の勧告等に準拠し、通勤手当に係る額を改定するほか、公民館の廃止に伴い、非常勤特別職から公民館運営審議会委員を削除するものであります。

次に、議案第10号 飯豊町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由にありますように、令和 6 年10月 7 日付山形県人事委員会の勧告等に基づく扶養手当の支給対象の一部変更等及び刑法等の一部を改正する法律並びに刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部改正を提案するものであります。

内容につきましては、一般職の職員について、山形県人事委員会の勧告等に準拠し扶養手当及び通勤手当等を改正するほか、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行うものであります。

最後に、議案第11号 飯豊町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正

する条例の制定について、提案理由にありますように、令和6年10月7日付山形県人事委員会の勧告等に基づく扶養手当の支給対象の一部変更等及び刑法等の一部を改正する法律並びに刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部改正を提案するものであります。

内容につきましては、技能労務職員について、山形県人事委員会の勧告等に準拠し扶養手当等を改正するものであります。

以上、議案第9号から議案第11号までの3案件について、概略を申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、ただいま議題となっております3案件について、それぞれ採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

初めに、議案第9号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第9号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 飯豊町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第10号 飯豊町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 飯豊町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第11号 飯豊町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

《 日程第 21 》

議案第12号 飯豊町畜産振興基金条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題になりました、議案第12号 飯豊町畜産振興基金条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由にありますように、飯豊町畜産振興基金について、畜産の振興に資する事業に対し、基金の処分を可能とするため、本条例の一部改正を提案するものであります。

内容につきましては、優良肉用牛等の貸付け事業に限定している当該基金の処分について、基金を有効活用するため、畜産振興を推進する事業に充当が可能となるよう改正をするものであります。

以上、概略を申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。3番 遠藤純雄君。

(3番議員 遠藤純雄君)

3番 遠藤純雄です。質問させていただきます。

この畜産振興基金の第5条に次の1号を加えるの中の、町長が必要と認める事業というものについて、具体的にどのような事業なのかお聞きしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

館石農林振興課長。

(農林振興課長(併) 農業委員会事務局長 館石 修君)

3番 遠藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回、改正させていただく内容について、町長が特に必要と認める事業ということでありまして、具体的なものというのはございませんで、現在、畜産事業につきましては、様々ご要望がある中で、畜舎建設、さらには機械設備等の導入、そして、近年、燃料ですとか、資材ですとか、高騰していて、それらに対する支援をいただきたいということでの要望等もございます。そういったことを総合的に判断しまして、畜産振興に資する事業、経営安定に資する事業について、財源として活用していきたいという内容でございます。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

3番 遠藤純雄君。

(3番議員 遠藤純雄君)

再質問させていただきます。

ただいま、畜産に関わる畜舎であるとか機械とか燃料とかっていう、様々な関係するものの支援のためにということでありましたけれども、なかなか、ちょっとそのままの取扱いですと、危険がいっぱいという感じがするんです。つまり、町長の胸先三寸で何でもできるという、そういうことでは、条例の意味合いがあまりないのではないかなと。ある程度の制約がないと、個人の思い一つで何でもできるっていう内容では、これから先、本当に畜産を振興するんでし

ようけれども、危険な取扱いの条例になるのではないかなと心配されますけれども、その辺いかがでしょうか。

(議長 菅野富士雄君)

館石農林振興課長。

(農林振興課長(併) 農業委員会事務局長 館石 修君)

3番 遠藤議員の再質問にお答えしたいと思います。

現在の基金総額でございますが、令和5年度末現在で5,520万円ほどになっております。年間の運用額を見ますと、貸付けした分と、あと償還いただいた分ということで、毎年変動はあるわけですが、おおむね年間の運用額が3,000万円ほどということになっておりますので、今現在2,000万円から2,500万円ぐらい、活用されずに基金に積んだ状態の基金があるということで、こういったものをうまく活用できないかということで、今回検討した内容でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

3番 遠藤純雄君。

(3番議員 遠藤純雄君)

3回目でございます。

その基金の多目的な運用については、私は反対してるわけではありません。ただ、やはりある程度の制約、それから3,000万円の年間の運用額、そして残高5,500万円あるということは、2,500万円、単純に試算するとこれから使えるお金があるということだと思いますけども、例えば、畜舎にしろ、機械にしろ、燃料にしろ、償還、これは基金ですから、償還して、またそれ返してもらったお金を、また別の方に貸付けして運用していくということになると思いますけども、例えば畜舎とか、機械とか燃料とか、それぞれ償還の年数が違ってくと思うんですけども、その辺の具体的な話がないと、なかなか運用が難しいのではないかなと思われすが、いかがでしょうか。

(議長 菅野富士雄君)

館石農林振興課長。

(農林振興課長(併) 農業委員会事務局長 館石 修君)

3番 遠藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

確かに使い切って終わりということでは、基金が枯渇してしまいますので、そこは担当とし

でも考えていないところでございます。ただ、今現在、使い切れてないお金もあるということで、そこを有効的に活用していきたいということで考えております。

その運用の方法に当たりましては、今後検討させていただいて、要綱等を定めながら運用していきたいということで考えているところでございます。

これにつきましては、本当に長年畜産農家を支えてきた事業であると思っておりますので、そこはしっかりと胸に刻んで事業を執行してまいりたいということで考えております。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにありませんか。4番 高橋 勝君。

(4番議員 高橋 勝君)

条例改正には、やっぱりそれ相応の、やっぱり理由があるはずだと思っております。そういう中で、今課長から、いろいろこういう要望があるというふうなことでありましたが、やはり私はこういういろんな条例の中で、町長が必要と認めるものっていうのは、本当に条例のあちこちにちりばめられておりますが、これが、極端な話、町長の腹の中次第でもう決定されてしまうという文言そのものだと思っております。

そういう中で、なかなかチェック機能という部分でも働く機会がないのかなと思ってる中で、課長から、今具体的にこういうことが相談あったということであれば、この第5条に、町長のっていう一言ではなくて、(4)、(5)っていう具体的な項目を挙げてもらったほうがすっきりするのかと、使う側も。そして使う側もすっきりするのかと思いますので。なぜこの町長、町長の認めるという1行で済ませてしまったのか。今、課長もこういう具体的なことあるよという発言ありましたので、そこをしっかりと載せてもらうことによって、はっきりした条例に、基金運用になるのかなと思ったので、そこら辺のお考えを再度お聞かせください。

(議長 菅野富士雄君)

館石農林振興課長。

(農林振興課長(併) 農業委員会事務局長 館石 修君)

4番 高橋議員のご質問にお答えしたいと思います。

基金の使途という部分でございますが、様々なニーズがある中で、柔軟に対応するというのも一つの考え方なのかなと思っております。あらかじめ想定されるものありますけれども、想定もしていない要望等が今後ある場合もあるということで、そこは柔軟に対応したいということで、町長特認という形にさせていただいているものでございます。

ただ、事業を執行するに当たっては、きちんと起案をし、機関を決定された上での事業執行になりますし、予算につきましては、しっかりと、当然議会に補正予算という形でご審議をさせていただいて、決定という運びになると思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

よろしいですか。ほかにございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第12号 飯豊町畜産振興基金条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 多数)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手多数です。

よって、議案第12号 飯豊町畜産振興基金条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

《 日程第 22 》

議案第13号 飯豊町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました、議案第13号 飯豊町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由にありますように、令和8年4月からの義務教育学校開校を延期することに伴い、小学校を2校とするとともに、施設一体型の義務教育学校の名称及び位置について規定するた

め、本条例の一部改正を提案するものであります。

内容につきましては、義務教育学校開校までの間、極小規模学校・複式学級解消のための緊急的・段階的な対応として、第二小学校に手ノ子小学校と添川小学校を統合するものであります。また、令和5年条例第21号で、令和8年4月1日施行として規定した施設分離型の義務教育学校を施設一体型に変更し、その施行日は規則で定めることを規定するものであります。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第13号 飯豊町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 多数)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手多数です。

よって、議案第13号 飯豊町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

《 日程第 23 》

議案第14号 飯豊町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました、議案第14号 飯豊町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由にありますように、介護報酬改定による居住費の基準費用額の引上げ及び物価高騰に伴い、飯豊町介護老人保健施設利用料の改正を行うため、本条例の一部改正を提案するものであります。

主な内容につきましては、入所者利用料の一般居室の居住費を1日につき1,500円から1,650円にするほか、通所者利用料の食費を1回につき650円から700円に改正などするものであります。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。3番 遠藤純雄君。

(3番議員 遠藤純雄君)

3番 遠藤です。お伺いします。

料金の改定で、例えば居住費が1,650円となっておりますけれども、同級団体、同じような施設ではどのような料金設定になっているのか、資料があればお伺いしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

渡部博一介護老人保健施設事務長。

(介護老人保健施設事務長(兼)国保診療所事務長 渡部博一君)

3番 遠藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

居住費の値段の設定でありますけれども、現段階では、美の里の1,500円というのは、同じような施設の中では一番低い料金でございます。小国町の同じような施設では、1,640円ということで設定してあります。あと、ほかの他地区の社会福祉法人等が営業しているものについては、1,800円、高いところでは1,900円というところも出ている状況でございます。

以上です。(「分かりました」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

それでは、ないようですので、質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第14号 飯豊町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第14号 飯豊町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

《 日程第 24 》

議案第15号 飯豊町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました、議案第15号 飯豊町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由にありますように、道路構造令の一部を改正する政令の施行に伴い、自転車通行帯について明記するなど、所要の規定の整備を行うため、本条例の一部改正を提案するものであります。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第15号 飯豊町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第15号 飯豊町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

《 日程第 25 》

議案第16号 飯豊町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました、議案第16号 飯豊町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由にありますように、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定の整理を行うため、本条例の一部改正を提案するものであります。

内容につきましては、道路法施行令の一部改正に伴い、占用料等の改正を行うものであります。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第16号 飯豊町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第16号 飯豊町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

《 日程第 26 》

議案第17号 飯豊町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました、議案第17号 飯豊町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由にありますように、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されたことから、本条例の一部改正を提案するものであります。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い

い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第17号 飯豊町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第17号 飯豊町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

《 日程第 27 》

議案第18号 飯豊町水道給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました、議案第18号 飯豊町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由にありますように、飯豊町地区まちづくりセンターの設置及び管理運営に関する条例の制定及び税外収入金の督促手数料の廃止に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部改正を提案するものであります。

内容につきましては、公民館の廃止に伴う給水装置の用途区分の基準の見直し及び督促手数

料を廃止するものであります。

以上、概略を申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第18号 飯豊町水道給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第18号 飯豊町水道給水条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

《 日程第 28 》

議案第19号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算（第13号）
の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました、議案第19号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算（第13号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、3億7,100万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ77億9,430万6,000円と定めるものであります。

歳出の主な内容につきましては、令和6年7月発生豪雨により被災した林道災害復旧工事費3,600万円及び農業用施設災害復旧に係る業務委託料2,700万円、担い手確保・経営強化支援事業補助金1,725万6,000円などを追加するほか、魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業補助金2,610万5,000円、令和6年度新たな非課税世帯等物価高騰緊急支援給付金1,160万円、定額減税補足給付金1,143万円など、事業の精査により減額するものであります。

歳入の主な内容につきましては、町税4,327万円、地方交付税1,833万7,000円、分担金及び負担金1,515万9,000円などを追加するほか、寄附金1億790万円、国庫支出金8,471万2,000円、県支出金2,903万4,000円、町債1億2,430万円などを減額するものであります。

そのほか、繰越明許費の追加14件及び変更1件、地方債の追加1件及び変更10件であります。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。1番横山清彦君。

(1番議員 横山清彦君)

それでは、私から3点ほどお聞きをしたいと思います。

まずは総務課になります。

補正予算書の25ページ、予算説明書の7ページになります。

2款1項5目財産管理費の公用車の運用管理費で、保険料の精査により10万円のマイナスになっておりますが、この精査の内容と、あとは対象台数が何台あるのかお聞きをしたいと思います。

あと、同じく総務課であります、2款1項5目の財産管理費、物品調達事業の消耗品費58万円、この消耗品の内容を、お聞きしたいと思います。

あと、町民総合センターになります。

補正予算書の29ページ、説明書の9ページになります。

2款1項9目町民総合センター費の町民総合センター管理運営費、修繕料60万円、これ内容が自動ドアの修繕費の追加とありますが、修繕の内容というのをお聞きしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

志田総務課長。

(総務課長 志田政浩君)

1 番 横山議員のご質問にお答えをいたします。

補正予算書25ページ、2 款 1 項 5 目財産管理費のうちの004、公用車運行管理費の中の保険料10万円の減額の内訳でございます。

町の公用車につきましては、山形県町村会の自動車損害共済に加入をしているという状況になっております。令和6年度の公用車の加入内訳につきましては、役場の車両が55台、消防関係車両が33台、あとはラン丸等の冬期除雪車5台とハンドガイド3台の計96台が加入しているという状況になっております。

年度途中での車両更新ですとか、加入期間の変更等によりまして差額が生じたという内容でございまして、さらには、保険料の額が示されるのが5月になってからということもありまして、前年度の保険料を参考に、不足額が生じないように予算措置をしているというところもありまして、今回10万円の減額補正をさせていただくものでございます。

続きまして、同じページの005、物品調達事業の消耗品費58万円の増額の部分でございます。

物品調達事業につきましては、コスト削減や業務の効率化を図るためということで、役場、学校施設、幼児施設等の事務用品やコピー機のトナー、日用品等を、総務課におきまして一括購入しております。

令和6年度は、令和5年度と比較しますと、当初予算が150万円ほど減額措置ということもありまして、経費削減に努め執行してきたものの、現在の執行率が99.8%となっております。

今後も、事務用品では用紙、コピー機のトナー、日用品ではゴミ袋、トイレトペーパー、洗剤等の必要物品を年度末にかけて購入していくために、このたび消耗品費58万円を増額をさせていただくという内容でございます。

(議長 菅野富士雄君)

竹田社会教育課長。

(社会教育課長 (併) 町民総合センター所長 竹田辰秀君)

1 番 横山議員のご質問にお答えいたします。

今回計上させていただきました修繕の自動ドアの部分ではありますが、場所的には、今、教育総務課が4月から入っております旧保健センターというか、こどもみらい館の建屋の一番最初の外側の自動ドアになります。人が来ても感知せず開かなかったり、あるいは空いたまま閉まらなかったりといった、センサーとモーターの部分の不具合があるということで、建設以来35年ぐらいたちますけども、そこは大規模修繕に入っておりませんので、そういった不具合があ

るということから、今回修繕をさせていただきたいと思っております。

(議長 菅野富士雄君)

1 番 横山清彦君。

(1 番議員 横山清彦君)

説明ありがとうございます。

保険料のほうであります、公用車のほう55台もあるということで、それに合わせて消防車両ということでありました。それで、この間も配送車、給食の配送車が事故に遭われたということで報告も受けたところでもあります。やっぱりこの保険というのは、すごく大事なものだとも認識しておりますので、精査をしながら、今後も努めていただきたいと思いますところがあります。

あと、役場の物品調達の部分であります、ペーパー、コピー用紙ですね、あとはトナーというお話ありました。今ペーパーレスということで、どこの役場関係とか、そういったところでも取り組んでおられる内容かなと思ったところでもあります、今後、タブレットは今私たちも使わせていただいて、使いこなせてない部分があるのかなとは私なりに思っております、今後そういったところ、課長さん方はタブレットをお持ちだと思いますが、それ以外の室長さんとかの方のタブレット関係の導入とかってというのはお考えなのか、お聞きしたいと思います。

あと、町民総合センターですが、センサー、モーターの長年使用されたということで、感度が悪いということだと思います。この間エレベーターで乗ろうかと思ったら、箱がなくて、そのまま地下に落ちたという、お亡くなりになったという報道もありました。自動ドアも落ちたりはしないと思いますけども、開くつもりで行って、ぶつかって、けがをするということも大いにあるのかなと私なりに感じたところでもありますので、そういったところ、正面玄関も自動ドアになっているかと思っておりますので、点検を抜けなくやっていただいて、今後も事故、けが等のないように対応いただきたいと思いますところでもあります。

(議長 菅野富士雄君)

志田総務課長。

(総務課長 志田政浩君)

1 番 横山議員の再質問にお答えをいたします。

保険料の部分ですけれども、公用車の安全な運行管理については、引き続き努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2 点目のタブレットの導入の部分であります、現在のところ、議員の皆様と特別職と管理

職とになっております。すぐにそこを広げていくということはなかなか難しい状況であります
が、そこについては今後検討させていただきたいと考えております。

(議長 菅野富士雄君)

竹田社会教育課長。

(社会教育課長 (併) 町民総合センター所長 竹田辰秀君)

1 番 横山議員の再質問にお答えいたします。

自動ドアにつきましては、定期的に年数回、業者が入って点検しております。あわせて、エレベーターも業者入って点検しておりますので、事故のないよう努めていきたいと思ひます。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございませんか。3 番 遠藤純雄君。

(3 番議員 遠藤純雄君)

私から4か所質問させていただきます。

初めに、企画課所管だと思いますけれども、2 款 1 項 8 目の飯豊で幸せになる事業の定住奨励の関係で391万1,000円の増額補正になっておりますが、このタイミングでの増額というのはどういう内容だったのか、そして、1 年間振り返ってどのような成果が上がったのかも伺いしたいと思ひます。

次に、4 款 1 項 4 目の環境衛生事業の火葬場の維持管理負担金が、このタイミングで70万円の増額の要求ということになってますので、事業の内容について伺いしたいと思ひます。

3 点目、6 款 1 項 10 目の農業経営対策事業費の担い手確保・経営強化支援事業については、歳入歳出同額でありましたが、事業の内容について伺ひします。

最後、8 款 2 項 2 目の道路維持費であります。予算、この件については、埼玉県八潮市の道路陥没事故に始まって、公共的なインフラについての維持管理については、非常に大事で、見落とすと、あのような大規模な大災害に、災害ともいえる事故になってしまうということが分かりまして、全国震え上がったというのが本当に正直なところだと思います。今回の予算書、補正予算書を見ますと、道路維持については、補正前の額6億200万円となっておりますが、これ当初予算かどうか分かりませんが、6 億円の町にとってはずばらしく大きな額なわけでありまして、それに対して、このタイミングで3,900万円の減額、およそ4,000万円という、これも大きな金額の減額をしているという内容になっております。ということでありますので、非常に大きな予算をついてる割には、4,000万円も減額しているということであり

まして、本町の町道延長、物すごい長いわけでありましてけれども、どのような町道、それから橋梁関係の維持管理を、今年度どのような形でやってきて、そして、このタイミングで減額に至った経過、それから、組替えも一部ありますけれどもね、そのような中身について、全体的な内容をお伺いしたいと思います。

ただ金額が、舗装のほうに向けて内容を精査したっていうだけでなく、今、全国でやっぱり公共インフラについての、同じことを申し上げますけれども、維持については非常に重要だと思っている部分もあって、各自治体についても、国から、道路の下に埋まっている管路、配水管、用水管についてはどのようなものがあるかということを調査をしているということもお伺いしております。そのようなことでの今回の減額ということでもありますので、詳細についてお伺いしたいなと思います。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木企画課長。

(企画課長 鈴木祐司君)

3番 遠藤議員のご質問にお答えします。

補正予算書27ページ、2款1項8目の飯豊で幸せになる条例391万1,000円の増額の内容等々についてお答えします。

内容のほとんどが住宅奨励です。基本的な金額は30万円、あと加算措置ということで、Iターン、あと町内施工等々でプラスありますので、こういったことが主で、あとは出産の関係であったり、そういった奨励措置が現計予算では不足しているところでの増額になります。

なお、当初予算で1,200万円、12月で300万円、今回で約400万円、トータルすると1,900万円になります。前年度の実績を見ても、おおよそ同じような規模でありますので、ちょっと当初の見込みが甘かったのかなという反省をしているところであります。

成果ということで質問ありましたので、ライフステージの節目に合わせて、現金なり商品券を配っておりますので、喜んでいただいているというのは当然でありますけれども、昨日の一般質問でも質問ありました、効果検証をしっかりとさせていただいて、令和8年度からの後期の条例制定に向けて、勉強しながら進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

後藤住民課長。

(住民課長 後藤智美君)

3 番 遠藤議員のご質問のほうにお答えしたいと思います。

補正予算書43ページの火葬場の維持管理費の負担金でございますけれども、火葬場につきましては、長井市の火葬場を飯豊町は使用させていただいております。そちらに負担金という形でお支払いをしているところでございますが、当初の予定よりも、飯豊町の分の利用件数が増えていること、また、雪が今年度多かったために、除雪費分の負担分が増額になったことが主なものになっております。

以上でございます。

(議長 菅野富士雄君)

館石農林振興課長。

(農林振興課長 (併) 農業委員会事務局長 館石 修君)

3 番 遠藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

補正予算書49ページ、6 款 1 項10目担い手確保・経営強化支援事業の補助金1,725万6,000円の増額の内容でございますが、こちらにつきましては、中地内の農業法人が実施しますトラクター、コンバイン、ドローンの購入費の補助ということになっております。総事業費で3,800万円を見込んでいるところでございます。

こちらにつきましては、国の補正予算の事業ということで、国から補正が示された以降、各市町に要望調査が参りまして、そこに要望したところ、1 月末時点で、配分通知ということで、内報があったということで、実施をしたいということで考えております。

なお、3 月まで時間がないわけで、こちらについては歳入歳出予算ともに7 年度に繰越しをしまして、実施をしたいということで考えております。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

渡辺地域整備課長。

(地域整備課長 渡辺裕和君)

3 番 遠藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

8 款 2 項 2 目の道路維持費につきまして、今回4,000万円弱の減額をさせていただいたところでございます。

最初に、減額の主な理由についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず54ページになりますが、橋梁長寿命化の修繕計画の業務委託、こちらについて400万円弱減額をさせていただきました。こちらについては、町の橋梁の長寿命化修繕計画でございます

けれども、5年に1回定期点検をしておりますが、こちらの点検で、今年度、全体で169橋あるうち52橋の点検を実施をいたしまして、契約との請け差で今回減額をさせていただくものでございます。

続きまして、その2行下ですが、道路維持工事の請負費で600万円減額をさせていただきました。こちらにつきましては、今年度この事業で、町道酒町線の防雪柵、こちらの設置工事、それから、6月に補正をいただきました高峰地内の洗尾線の補修工事、ちょうどダム道路から射撃場のほうに上っていく道路ありますけれども、こちらについて、契約額と請け差が生じたので、減額をさせていただいたということでありました。

あともう1点、大きなところとしては、除雪事業の中の備品購入費で2,500万円減額をさせていただきましたが、今年度、除雪ドーザを購入させていただきましたが、こちらの請け差ということで、減額をさせていただいたというものが、主な部分となっております。

もう1点ご質問いただきました、どのような維持管理を町道についてしているのかということで、ご質問いただきました。町道につきましては、定期的にパトロールをしながら、職員で現地を確認して、危険な箇所がないかというところを確認をしてるところでございます。危ないところがあれば、業者のほうにお願いをして、すぐ修繕をしていただくということで。また、そのほか、各地区から要望があって、ご連絡いただいた部分であったりとか、あとは、町内の業者のほうからも直接お話をいただいたという部分もございますので、そういったところで修繕を行っているということでございます。

以上でございます。

(議長 菅野富士雄君)

よろしいですか。

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時10分としたいと思います。

(午前11時58分)

休憩前に復して会議を続けます。

(午後 1時10分)

それでは、ただいま一般会計の補正予算(第13号)のほうを議題としております。皆様からご質疑あればお受けしたいと思います。ありませんか。4番 高橋 勝君。

(4番議員 高橋 勝君)

それでは、何点か伺います。

まず1点目が一般寄附金のふるさと納税、ふるさと寄附金と企業版のことを伺います。減額が大変大きい金額になっております。ふるさと寄附金の場合は8,000万円、そして企業版の場

合は2,700万円ほどということで減額なっておりますが、減額による事業への影響があったのかどうか、また、この減額分、両方合わせると1億円ぐらいになるわけなんです、そちら、補填したり基金取崩ししたりしたのか、どうかその有無をお伺いします。

あと、二つ目が、地域づくり推進事業であります、こちら290万円ほど減額になっております。こちらは、地区別計画の進捗への影響、そして、地区間で事業の金額差あると思うんですが、最高と最低というか、その金額の開きの差をお伺いいたします。

あと、次なんです、これも企画課なんですけども、景観計画策定の業務委託料ということで600万円、これは皆減ということで、全協では、この計画自体が、美しい村連合の審査で指摘されて、この計画の策定に予算をつけたわけなんです、これをやらなかったということで減額と聞いておりますが、この飯豊町自体が、田園散居集落ということが一つの大きな特徴にもなってる中で、この景観計画がないことが、今後のこの原風景を維持していくのに影響があるのかをお伺いいたします。

あと、農林振興ですね、これ県の補助金、大変大きな金額を減額してるということで、まず1点が産地生産基盤パワーアップ、これも1,200万円の減額。そして、水田利活用の中で魅力ある園芸の支援事業、これも2,600万円というふうなことで減額されておりますので、この減額理由と、それによって生産者への影響等々があったのかどうかをお聞かせ願います。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木企画課長。

(企画課長 鈴木祐司君)

4番 高橋議員のご質問にお答えします。

企画課に3点いただきました。順に回答させていただきます。

補正予算書18ページ、17款1項1目一般寄附金のうち、ふるさと納税についてお答えします。

当初予算2億1,000万円から今回8,000万円減額の1億3,000万円、補正後なるわけですけども、そのような減額となってしまうということについては、ただただ私の力不足だと感じております。大変申し訳なく思っております。

なお、事業への影響ということでありますけれども、ふるさと納税、一般財源でございます、これを財源として事業構築しておりませんので、事業実施への影響はないと考えておるところであります。

二つ目、補正予算書26ページ、地域づくり推進事業の関係であります。

290万円の減をさせていただきました。こちらは、今年度の事業の実績見込みに合わせた減

となっております。ご承知のとおり、令和3年度から5か年間、1地区70万円掛ける9地区、5年間の350万円ということで活用していただいているものでありますので、次年度まで期間はありますので、有効に活用していただきたいと思っております。ただ、こちらの補助金、いっぱい使ったからいいまちづくりができているということでは、もちろんありませんので、一つの物差しでありますので、そういったところはしっかりと検証を行いながら、来年度の最終年度、そして後期へ向けて、ヒアリングをさせていただきながら、うまく使っていただきたいと思いますと考えております。

あと、金額の差でありますけれども、一つの地区では100万円を超えている地区から、今年度は使わないという地区までありますので、100万円程度の差があると、単純にあると、今年度だけでもあると考えているところであります。

あと、3点目、同じく27ページのみどりのまちづくり推進事業の景観計画の策定業務の600万円減。

ご説明いただいたとおり、皆減ということで、こちら大変申し訳なく思っております。景観条例の制定、景観計画の策定を目指して、今年度スタートさせていただきました。庁内での検討委員会の会議、あと県からアドバイザーを招聘して勉強会を実施してまいりました。ただ、年度途中、町長選挙もありましたので、新しい町長の考えを聞いてということで、そちらの議論は一回ストップしたという経過がありまして、なかなか会議で、個人の所有物に対しての規制はどうかとか、いろんな意見がありました。なかなか計画策定に向けて前に進めなかったという実情あります。やはりもう少し時間をかけて、計画、条例をつくり上げていきたいということから、今年度については、歳入も含めて、全て減額ということでさせていただいたところでありますので、ご理解賜りたいと思います。

以上であります。

(議長 菅野富士雄君)

山口商工観光課長。

(商工観光課長 山口 努君)

4番 高橋議員のご質問にお答えいたします。

企業版ふるさと納税の減額の理由とその影響について回答させていただきたいと思います。

この件につきましては、今年度に入りまして、電動モビリティシステム大学の取組に対して、ぜひ企業版ふるさと納税として寄附したいといった申出があったところでございます。大学とお話をいたしまして、どういったものに活用するかというところを検討したところ、大学で

最も大きな課題につきましては、学生の募集が少ないということで、ぜひその企業版ふるさと納税を学生募集に使用したいといった意見がございましたので、それに予算を充当しようということで、6月議会におきまして、3,000万円を補正をさせていただいたところでございます。その後、10月に入りまして、7年度の募集停止ということになりまして、この奨学金制度というのは断念せざるを得なくなったところでございます。

あと、これまでの間、今年度に入りまして、211万円の企業版ふるさと納税が頂いているところでございます。3,000万円から210万円引きまして、2,790万円をこのたび減額に至ったところでございます。

その減額の影響でございますが、来年度へのモビリティシステム大学では、学生募集しないということで、その影響はないものと認識しているところでございます。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

館石農林振興課長。

(農林振興課長(併) 農業委員会事務局長 館石 修君)

4番 高橋議員のご質問にお答えしたいと思います。

2点質問いただきました。

まず1点目が、45ページのパワーアップ事業の関係ですけれども、こちらにつきましては、椿地内の農業法人が実施しますトラクターの整備事業ということであります。事業費で約2,700万円ということで計画をしておりました。こちらにつきましては、今年度、県といろいろ事業調整を行っていたわけですが、今年度の実施が難しくなったということで、まずは、今回、歳入歳出それぞれ全て全額減額をさせていただきまして、次年度、改めて予算を計上させていただいて、実施をしたいということで考えております。なお、県としましても、予算を取っていただいているということもありますので、ぜひ令和7年度実施をしたいと考えております。

続きまして、2点目でございますが、補正予算書47ページ、魅力ある園芸やまがたの補助金ということで、2,610万5,000円の減額理由ということでありますが、こちらにつきましては、萩生地内の農業者の方が実施します園芸ハウス、具体的にピーマンなんですけれども、園芸ハウス2棟と、あと野菜の重さを量って袋詰めをする機械ということで、事業費6,100万円の事業ということになっております。こちらにつきましては、昨年大雨の被害を受けた方ということでありまして、そういった理由もあってか、本人が事業を取り下げということでありました。

ので、今回、歳入歳出ともに全額減額をさせていただくというものでございます。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

4 番 高橋 勝君。

(4 番議員 高橋 勝君)

ただいま説明いただきました。ふるさと寄附金につきましては、これは事業に影響ないというようなこと、そして、商工観光課は、学生募集に使う予定だったのが、学校の都合で、今ああいう状況になってるっていうことで、この減額が何等か事業への影響はないということで理解しました。

次に、地域づくり補助金なんですが、今、大変課長からのお答えを聞いてびっくりしたんですが、この金額の差が、さほど地区計画には影響ないだろうというふうなことの回答もいただきましたが、上が100万円で、下がやっぱりゼロと、ゼロだったということを聞きますと、これ地区が主体的に取り組む計画ですので、町がどれぐらい指導が入るかっていう部分もあるんですけども、金額があまりにも差があり過ぎて、先ほどの答弁のゼロというのは、何らかの町からの助言だったり、指導とまではいかなくても、少しは何らかの手助けというか、相談なりあってもよかったのかなと思っておりますので、今後、このゼロというのは、ちょっとあまりにもちょっと大変なのかなと思いますので、この金額が全てではないということなんですけども、こういう地区に対して、助言なり相談なりというものが必要なかなと思っておりますが、現在の担当課としての考えをお聞かせ願いたいと思います。

あと、この3点目、併せてこれも企画課なんですけども、これは美しい村での審査で指摘された、これをやらないということは、この美しい村連合の、今加盟してるわけなんですけども、将来フェードアウトというか、こちらの部分は、いわゆる加入する、しないも含めて考えていく入り口になっていくのかどうか。審査で受けたことをしないということは、今後、加盟してることの意味ということを再確認というか、する要素にもなってくると思いますので、このやらないということは、大変今後の美しい村の加入に対して、大きな影響があるのかなと思っておるんですが、そちらの考え方を担当に聞かせていただきたいと思います。

これに関して、私少し調べたら、町にはみどりのまちづくり条例というのもあります。そして、全国散居村連絡協議会という組織にも加盟していて、平成17年度はここでサミットを開いてるということで、かなりこの散居村のこの風景、景観を大事にしている歴史があるんだなと改めて思ったわけなんですけど、この景観に対する条例が全くつくらないということですので、

再度美しい村連合との関係をお聞きしたいと思います。

あとは、農林課なんですが、いろんな事情があって、椿と萩生の方の、生産者の方の理由ということであったんですが、これ県の補助金を返してるってということで、いわゆる次年度の予算編成には、来週ですか、予算審議ありますが、次年度の予算、県の補助とかの補助事業に対して、これ一回やっぱり減額してる、返してるという意味で影響があるのかどうか、そのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木企画課長。

(企画課長 鈴木祐司君)

4番 高橋議員の再質問にお答えします。

初めに、地域づくり推進事業で、町からの助言・相談についてお答えいたします。

今年度、いいで農村未来研究所に協力いただきまして、各地区の代表の方とのヒアリングを実施させていただきました。どうして取り組めなかったのか等々についても踏み込んで確認をさせていただいて、どういった支援が必要なのか、どういった体制がいいのかというのを含めて、これから来年度、まちづくりセンター等々が新しくなる、企画課に集約されるということで、声が集まってきやすくなる、そういったところで、町から研究所の力を借りたり、職員がしっかりと入ったりということで進めていきたい。ゼロのところについては、もちろんお金がなくてもできることがあります、そういったところでしっかりと地域づくりを取り組んでいただいているものがあります。やっぱり100%補助ではない、11分の1は地元負担ということがありますので、そういったところも含めて、事業実施を断念したところもあるかと思いますので、そういったところは、やっぱり差があるところは、しっかり差があるよ、使ってくださいというところも、しっかりと進めていきたいと思っております。

二つ目、景観計画についてであります。

ご指摘のとおり、昨年度、美しい村の審査がありまして、その指摘の中で、景観計画があったほうが好ましいということで、今年度予算をつけていただいて、取組を行ってまいりました。そのほかにも、みどりのまちづくり条例ということで、規定はなっております。そういったところも一緒にしながら、新たな条例ということでは、今考えているところでありますけれども、加盟して16年、来年度、連合設立20周年を迎える年であります。飯豊町は審査でも最高ランクの評価をいただいておりますので、しっかりとそこについては、ほかの自治体にも好影響を与えたいということで、今年度、全国から二十数名に集まっていただいて、町の取組を紹介した

ということがあります。そういったところで、指摘事項を5年間のうちにやればいいということではありませんけれども、しっかりと住民の理解をいただきながら、各住民の所有物でありますので、そういったところをしっかりと理解していただきながら、丁寧に進めていきたいという、今現在の考えでありますので、ご理解を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

館石農林振興課長。

(農林振興課長(併) 農業委員会事務局長 館石 修君)

4番 高橋議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、パワーアップ事業の関係ですが、今回残念ながら減額となったわけですが、県では、引き続き予算確保していただいておりますので、新年度でしっかりとやっていきたいと思っております。新年度の予算書の案にも、実際計上しておりますので、同じ金額、ページ88ページに記載しておりますので、後ほどご覧になっていただければと思います。

また、ピーマンのハウスの関係ですが、こちらについては、本人が取り下げられたということで、次年度以降どうするかというのは、やっぱりちょっと本人も悩んでいらっしゃるということです。今後ヒアリング等を行いまして、一から再スタート、予算確保から含めて再スタートになるわけですが、本人の希望があれば、しっかりと支援してまいりたいということで考えております。

以上です。(「分かりました」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございませんか。5番 屋嶋雅一君。

(5番議員 屋嶋雅一君)

それでは、私のほうから4点お伺いしたいと思います。

まず最初に、税務会計課になります。

補正予算書、ページ10ページ、1・5・1の入湯税についてです。

今回の補正で160万円の増額ということで、これ本当に入湯税が160万円というのは、大変喜ばしいことでもあるということで、この160万円の内訳をお伺いしたいと思います。

続きまして、企画課になります。

補正予算書、ページ26ページの企画費になります。

ただいま4番議員からもありましたが、ふるさと納税ということで、ポータルサイトの委

託料ということで、これにつきましても7,500万円、750万円ですか、の減額ということになっております。この減額した理由をお伺いしたいなと思います。

続きまして、健康福祉課になります。

補正予算書、ページ36ページの3・1・1の社会福祉総務費になります。

令和6年度に新たな非課税世帯等の物価高騰緊急支援給付金ということで、これについては1,160万円の減額となっております。この金額については、何世帯分の減額になってるのかお伺いしたいと思ってます。

また、同じく、健康福祉課になります。

補正の39ページ、3・2・1の児童福祉総務費になります。

これもそうなのですが、児童手当ということで、1,616万円の減額になってます。結構相当な金額ですので、この減額の理由もお伺いしたいと思います。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

上田税務会計課長。

(会計管理者(兼) 税務会計課長 上田信幸君)

5番 屋嶋議員のご質問にお答えしたいと思います。

補正予算書10ページ、説明資料1ページ、1款5項1目入湯税160万円の増額の内訳ということでご説明を申し上げたいと思います。

まず、本年度の当初予算につきましては、令和4年度の実績を参考にしながら、760万円という形で計上させていただいておりました。本年1月末現在での収入の部分が、それを上回ったということがありましたので、これは見込みが甘かったという部分にはなりますけれども、本年の2月、3月分の収入見込みを加味して、補正予算として、今回調整させていただいたというところでございます。

増額の要因といたしましては、令和5年度に、椿に施設が開業したことにより入湯税収入が上がったこと、また、数字的に言いますと、町内には課税対象施設3か所ございますが、令和5年度から1割ほどの利用者数が増えているということが考えられます。

今回760万円から160万円増額させていただいて、920万円という形で、補正後の金額になりますけれども、内訳といたしましては、添川の施設で750万円ほど見込みました。また、椿の施設につきましては150万円、中津川につきましては65万円という形での収入見込みということで、今回の補正とさせていただいたところです。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木企画課長。

(企画課長 鈴木祐司君)

5 番 屋嶋議員の質問にお答えします。

補正予算書26ページ、ふるさと納税に係るポータルサイト委託料750万円の減額についてお答えします。

まず、全体的な考えでありますけれども、寄附金の総額の経費は半分まで、そして、うち返礼品は3割までというルールがあります。今回、歳入減に合わせて歳出も減らさなければいけないということで、今回の委託料はじめ、報償費等々で大きな金額を減額させていただいてるというところがありますので、まずはご承知おきいただきたいと思います。

今回の委託料750万円の減額でありますけれども、大手のポータルサイト、さとふるであったり、そういったところ、皆さん聞いたときある業者だと思いますけれども、そこと運営事業者と委託契約を締結しております。今回そういったサイトからのふるさと納税が、見込みより伸びなかったということで、今回、委託料は750万円を減額させていただくといったものでございます。よろしくお願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤健康福祉課長。

(健康福祉課長(兼)地域包括支援センター所長 伊藤満世子君)

ただいまの屋嶋議員の質問にお答えしたいと思います。

補正予算書36ページ、説明書11ページになりますけれども、社会福祉総務費の中の、令和6年度新たな非課税世帯等物価高騰緊急支援給付金の1,160万円の減額の理由というところでございますけれども、6月の補正で、非課税世帯及び均等割課税世帯、それぞれ100世帯掛ける10万円で給付金の予算を見込んでいたところでした。実績としては、非課税世帯が41世帯、それから、均等割課税世帯が43世帯、合わせて84世帯、840万円の支給となりましたことから、当初予算の2,000万円から差し引きまして、差額の1,160万円を減額したものととなります。当初の予算としては、対象者を200人と見込んでおりましたので、116名、6世帯分の減額となるところでございます。

6月補正の見込み値としては、令和6年度の所得状況がまだ未確定であったということもありまして、過去の給付金の実績から、不足にならないように積算したものでございます。

それから、続きまして、予算書39ページ、説明資料11ページの児童福祉総務費の児童手当について、1,616万円の減額についてということで、理由について質問いただいたところでした。

今年度、児童手当の制度改正が実施されましたことにより、主に支給対象や支給額が見直しされることとなりました。令和6年の10月分から所得制限の撤廃、それから、高校生までの支給対象の拡大、あと、第3子以降の支給額の増額などがありまして、より多くの家庭が児童手当の受給対象となったところでした。

特に増額の幅が大きい第3子加算分については、町でも対象者がどのぐらい拡大するのかわかるというところが、正確な見込みを立てることが難しい状況でありましたので、当初予算におきましては、児童手当の対象者数を一定の基準に基づきまして、不足のないように多めに計上させていただいたところでした。しかし、受給者数がその見込みを下回ってしまったため、減額補正を行うこととなったところでございます。

私からは以上です。

(議長 菅野富士雄君)

5番 屋嶋雅一君。

(5番議員 屋嶋雅一君)

入湯税につきましては理解しました。椿の施設が出たということの、やはり影響があるということと、コロナ禍も明けているということから、ほかの三つの施設、二つかな、の施設に対しても、大分客足が伸びてきているのかなというふうな感じがします。この辺は、また来年度も期待されるところでありますので、この辺は期待していきたいと思って、様子を見たいなと思っています。理解しました。

続きまして、企画課のふるさと納税のポータルサイト委託料です。確かに基準下がっているということで、減額ということは、確かに分かるわけなんですけど、こうなる前に、もう少し何らかのアクションっていうのは取れなかったのかなと。要するに、先ほども出てましたが、寄附額も実際8,000万円ほど減額になっているということで、昨年の後半になれば、一番追い上げの時期だったと思うんですけども、大体というのは、大体見えてきたと思うんですけど、そのときアクションというのは本当に取れなかったのか。これも、実際、町長の公約でも、ふるさと納税というのを財源にしていくということで、力を入れている項目でもありますので、そういう内容でちょっと進められなかったか、ちょっとお伺いしたいなと思っています。

あと、社会福祉課になります。非課税世帯の物価高騰ということで、要はちょっと多めにし過ぎたということになるわけですが、ただ、116世帯っていうのは、これ、例えば116世帯分が

今回減額されたということのようですけども、これの116世帯っていうのは、なぜ今回この申請なかったのか、把握されているでしょうか。対象がなかったということですか。じゃあ一番最初に、例えば対象をなぜこんなに多く見たかということになりますけども。ちょっとその辺が甘過ぎてるかなという感じはしますので、ぜひその辺、今回の次のときに生かしていただかなければならないのかなと、せっかくの給付金でもありますので、このまま返すっていうことじゃなく、考えていただきたいと思います。

また、児童手当についても同じことで、これも当初予算が、あまりにもちょっと多く見過ぎていると。先ほど出たように、去年の10月から改正されて、多分12月から支給、今話した内容については12月から支給されていたと思います。所得制限も撤廃になったり、18歳まで引き上げられたということで、実質、当初予算で考えていたよりは、対象人数も広がっていると。また、第3子なんか倍になってますよね、多分1万5,000円から3万円となったということとか、そういったことを踏まえますと、実際、支給金額というのは増えているはずにもかかわらず、この減額にもなってきたということは、それ以上に甘く見積もってしまったということになると思いますが、その辺については、もう少し、今後にも向けながらお伺いしたいなと思っています。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木企画課長。

(企画課長 鈴木祐司君)

屋嶋議員の再質問にお答えします。

ふるさと納税の対応についてであります。

まずは魅力ある返礼品、そしてそれを情報発信する手段、その二つがまず大切なのかなと思っています。そういったことで、もちろんちょっと低調でスタートしたっていうことはありましたので、担当者、しっかりと返礼品の掘り起こしであったり、ポータルサイトの拡充にも努めてまいりました。ただ、結果としては、ちょっとこうだったということになります。全国でもやっぱり競争が激しくなってます。今までは実施していなかった大都市、東京23区であったり、そういったところも競争相手になってきておりますので、さらに魅力のあるものとか特徴的なものを探していく必要があるのかなと思っています。

職員は毎月というか、定例で集まって、いろんな打合せをしながら掘り起こしに努めてまいったわけでありまして、ちょっと今年度は伸びが見られなかった。特に今年度は全国的な米不足ということもありまして、飯豊町の売りであったお米が、なかなか受付できる状態で

はなくなってしまったということもありまして、伸び悩んだ一環であると思っております。そういったところも含めて、次年度しっかりと確保できるような取組、対策というのは必須だと思っておりますので、そういったところは皆様のご意見も頂戴しながら、しっかりと町長でも強化していくといったこともありますので、そういったところ、しっかりと二人三脚、企画課が中心となって取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤健康福祉課長。

(健康福祉課長(兼)地域包括支援センター所長 伊藤満世子君)

ただいまの屋嶋議員の再質問にお答えしたいと思います。

まずは、新たな非課税世帯の物価高騰緊急支援給付金につきましてですが、補正予算の時点では、まだ予算要求の段階で、令和6年度の所得状況が確定してないものですから、そこできちんとした対象者が見込めなかったというところが、一番大きな理由になります。なので、取りあえず想定で不足しないようにっていうところで、非課税世帯、それから均等割世帯、それぞれ100世帯ずつっていうことで見込ませていただいた結果、支給対象が84世帯ということになったところでした。

ちなみに、支給対象世帯には、きちんと支給は済んでおりますので、ご了承いただきたいと思います。

あと、同じく、児童手当につきましては、これもちょっと見積りが、なかなかやっぱり甘かったのではないかとこのところではあるのですが、多子加算の部分が、第3子っていうところが、システムの抽出から、なかなか第3子がいるのかどうかというところが、該当するのかどうかというところが、抽出が難しいということがありまして、申請いただいて、第3子に該当するかどうかというところを、申請書を頂いた時点で確認しての支出となりますので、その見込むところが、ちょっとなかなか難しいという条件があったところです。

あとは、高校生ですが、対象人数で見込んでおりましたけれども、公務員の方ですと、町からではなくて、それぞれの市町村からの支払いとなりますので、対象を見込んでいた数よりも、対象者が少なかったというところは、公務員の方が、もしかすると高校生の場合は多かったのかなと思っているところです。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

5番 屋嶋雅一君。

(5番議員 屋嶋雅一君)

大体理解できました。取りあえずふるさと納税につきましては、やはりポータルサイトを高くしたから、いっぱい来るかということは、またそうではないと思います。また、政府で、このふるさと納税の条件については、だんだん厳しい状況になっていて、なかなかその自治体のほうでも苦慮してるっていうのも、非常に分かってます。

昨日、私もちょっと話させていただいたんですが、来年度に向けては、やはりそういった返礼品をどういうふうにしていくかということが大きなところかなと。皆さん、全国で、これについてはやっぱり四苦八苦している内容でありますので、どこが一番魅力ある返礼を出してくるかで決まってくると思いますので、ぜひその辺を理解していただきながら、取り組んでいただければと思っています。

あと、健康福祉課になります。なかなか把握、難しいというのは、理解重々できますが、例えば、これって毎年毎年同じ形で、把握難しいということになってくるのか。要するに、来年度またこういった形で新たな、例えば物価高騰というのが、来年度ないか、あるか分からないんですが、こういった類のものが来たりしたときに、本当に基準が分からないという状況では、どうなのかなっていう、ありますので、もう少し算出基準を少し考えたりしていく必要というのもあるのかなと思っています。大変難しい内容だと思いますが、そういったことで、今後お願いできないものかなと思っています。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木企画課長。

(企画課長 鈴木祐司君)

5番 屋嶋議員の再質問にお答えします。

ふるさと納税、今年の10月からポイント制度が駄目になるとか、いろんな、利用者にとっては改悪というかそういったことで、制度が動いている中で、しっかりと返礼品を開拓していくというのは、企画課職員だけではなくて、全職員から知恵をいただきながら取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤健康福祉課長。

(健康福祉課長(兼)地域包括支援センター所長 伊藤満世子君)

ただいまの屋嶋議員の再質問にお答えします。

給付金に関わるほうですが、給付金に関しても、これもその年の所得状況ということに左右されるということがありますので、まず来年度につきましては、6年度の所得状況に合わせてということですので、今回の見込みの数字を使えるのかなと思いますので、大きな見込み誤りはないのかなと思っております。

あと、児童手当につきましても、今回初めて、拡充されて初めての支給っていうところがありまして、第3子がどのぐらいいるのかとか、あと、高校生が、公務員の方がどのぐらいいるのかとか、そういうところが想定つかなかったというところもありまして、今回で大体把握できたかと思いますので、今年度の数値を使っていけば、追っていけるのかなと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございませんか。6番 舟山政男君。

(6番議員 舟山政男君)

農林振興課、1点お尋ねしたいと思います。

補正予算説明、15ページになります。

6款1項10目なんですけど、農業経営対策事業費、山形県元気な地域農業担い手育成支援事業、これ266万円、これ減額されてますけども、この理由について教えてください。

(議長 菅野富士雄君)

館石農林振興課長。

(農林振興課長(併) 農業委員会事務局長 館石 修君)

6番 舟山議員のご質問にお答えしたいと思います。

こちらにつきましては、県単の農業用機械の整備事業ということであります。当初予算で266万円ということで、予算を確保しながら事業を進めてきたわけですが、広報等で申請者いませんかということで募集をかけたんですけども、残念ながら一人もいらっしゃらなかったということで、今回全額減額をさせていただくというものでございます。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

6番 舟山政男君。

(6番議員 舟山政男君)

内容は理解しました。

それですね、このタイトル名がですね、担い手、農業担い手育成支援ってなってるんですけども、この担い手のくくりとしては、農業といってもかなり幅広くあります。米づくり農家から畜産農家、そういったことに関しまして、花卉、花木、全てあるんですが、これ全ての業態に通じることなのか、あるいは担い手ですから、若ければ若いほどよりよく歓迎されるという気はいたしますけども、年齢的な区別というものは設けられているのか、そういったところの内容について、もしお分かりであれば教えていただきたいんですが。

(議長 菅野富士雄君)

館石農林振興課長。

(農林振興課長(併) 農業委員会事務局長 館石 修君)

6番 舟山議員の再質問にお答えしたいと思います。

担い手の定義でありますけれども、こちらにつきましては、認定農業者、担い手ということで、町で認定する方がいらっしゃいますけれども、そういった方に限定されるというものでございます。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございませんか。8番 遠藤芳昭君。

(8番議員 遠藤芳昭君)

8番です。

今回の補正予算全体を見ますと、3億7,000万円ほどの減額になって、財政的には大変いいのかなと思いますが、減らしていただいてよかったなというものと、この事業は減っては困ったなというものがあると思うんですね。例えば、ふるさと寄附金などは、減っては困ったということがあって、そういう意味では、この補正予算はなかなか苦労されている補正予算だなと思いましたので、何点かお聞きしたいと思います。

ふるさと寄附金が8,000万円、ふるさと納税が減額になっているんですが、今何人かの方がお話しになりましたけれども、これは減っては困ったなということなんですが、先ほどの答弁では、課長の力不足、そんなことはないと思いますが、事業に影響はないということをおっしゃいましたけれども、ふるさと納税をもらえなくて、事業に影響ないなんていうことはないと思うんですよね。当初、実は去年の予算の中で、今年のふるさと納税は2億1,000万円ということで、これは議会だよりですけども、書かせていただいているんですよ。これだけあれば、いろんな事業に使えますということだったんですね。なかなか今まで手をかけられなかったけど

も、これぐらいもらえれば使えるということで、今年は頑張って2億円超えをしますという、そういう意気込みでこの予算を組んできているわけなんですね。ですから、恐らくポータルサイト、あるいはおのおの手数料とか、返礼品とかですね、そういったもので経費はかかると思うんですが、半分かかったとしても、1億円ぐらいはそういう事業に使えるはずだったんですよ。ですから、事業に影響はないは、やっぱり訂正をしていただきたいと思います。恐らくあったんですよ。いろいろな事業ができなくなっているわけですから、そういうところは、あまり簡単に考えないで、一生懸命頑張ったけれどもということで、していただかないと、集めなくてもいいことになるんじゃないですか、事業に影響がないとすれば。ですから、その辺はもう少し考えていただきたいなと思います。

2点目ですけれども、みどりのまちづくり事業、これ景観計画策定業務であります。これも、どんな事業ですかということで、去年の予算のときにお聞きをしたときにですね、町を代表する景観を、内外に売っていくのだということでありました。そのときに、町長は、イザベラ・バードの話をしまして、その時代から、私たちが大事にしてきた景観を、後世に守り抜くために、こういう条例、あるいは計画をつくっていくんだという話でありましたので、それは、まちづくりの中で、やっぱり大事なことだと思いますので、今回はできなかったと思いますが、なぜできなかったのか、もう少し詳しくですね、これ説明をいただきたいなと思います。これは、後でふるさと納税なんかにも関わってくるのではないかなと。そういう景観を大事にしている町ということで、町を好きになってもらうには、やっぱり私たちの心構えも大事なんだろうと思いますので、その辺のところ、見解をお願いしたいと思います。

それから、これは企画でした。もう少し企画なのかな。人口減少対策なんですが、空き家リノベーションの地域の拠点づくり補助金が241万円ほど減額になっていますけれども、50%減額になっているんですが、今現在の実施状況はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

それから、健康福祉課にお聞きしますけれども、高齢者世帯の除雪支援事業だと思いますが、当初予算923万円ありましたけれども、不足分ということで、210万円ほどの、これは増額になっています。その増額になった要因をですね、昨日の一般質問でもお聞きしたんですが、この中で、どこがどういうふうにな不足をしておったのか教えていただければなと思います。

それから、地域整備なんですけれども、住宅リフォーム支援事業費補助金、これが750万円減額になっております。当初予算は1,580万円でありましたけれども、半分ほど減額になっているということでありますが、6月定例会で、小規模リフォーム支援事業費補助金ということで、

300万円計上、新たに計上されていますので、同じ住宅リフォームの関連で、この二つの関連がどういうふうにあったのかですね、減額理由も併せてお聞きしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木企画課長。

(企画課長 鈴木祐司君)

8 番 遠藤議員のご質問にお答えします。

初めに、ふるさと納税の関係であります。意気込みを示させていただいたわけでもありますけれども、結果としてはそこまでには至らない見込みだということで、今回8,000万円もの大きなお金を減額させていただくということで、議員の皆様にも、財政担当にも迷惑をかけたなというふうには、大いに反省をさせていただいているところであります。

事業への影響が全くなかったっていうか、もちろん貴重な財源ということで、いっぱい集めて新規事業等々に充てたいというところではありましたけれども、そういったところにはなかったということでの、事業の影響はないという回答をさせていただいたところでありますので、ご理解を頂戴したいと思っております。

令和4年度までは、1億円もらって5,000万円経費、残る5,000万円を基金に積み立てて、次の年に使うという使い方をしておりましたけれども、令和5年度以降は、そういった使い方じゃなくて、現年度で全て使い終わる感じでの予算を編成をさせていただいておりますので、そういったところでは、全く事業への支障はなかったと言ってしまうと語弊がありますので、撤回をさせていただきたいと思っております。

しっかりと稼ぐというところを肝に銘じて取り組んでまいります。

あと景観計画、これも1年前の予算審議、新年度予算審議において、前町長の思いも含めて、今年度策定するというので進めてまいりましたけれども、全額落とすということで、大変申し訳ありません。先ほど回答したとおり、取組としてはやっております。こちら、昨年度の審査での指摘事項ということで、前回だけではなくて、前々回もそういった指摘事項はあったとは聞いておりますけれども、早めにつくりたいということで、今年度取組をさせていただいた。ただ、町長の切り替わるタイミング、新たな町長の意向も確認したいということで、多少協議ができなかった、取組ができなかったという期間ありました。なかなかこういったものについては、一朝一夕にはできないよという県のアドバイザーからの指摘もありましたので、根を張ってこれから取り組んでまいりたいと考えておりますので、まず次年度以降、予算措置は予定はしておりませんでしたけれども、しっかりと散居景観であったり、中津川の里山文化、

いろんなことで連合の加盟条件ということで、町で押している部分ありますので、そういった条件を壊さないというか、しっかりと守っていく取組は継続してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤健康福祉課長。

(健康福祉課長(兼)地域包括支援センター所長 伊藤満世子君)

ただいまの遠藤議員の質問にお答えいたします。

予算書36ページ、説明書41ページ、社会福祉総務費の中の除雪支援事業費についてというところですが、除雪支援事業の増額に至った状況についてということで質問いただいたところで

す。210万円の増額の内訳ですけれども、まずは豪雪対策本部が設置されるぐらいに雪がたくさん降ったというところがありまして、まずは宅道除雪の出動回数が多かったというところで、除雪機の燃料費を20万円ほど上げさせていただきました。それから、宅道除雪隊への委託料ということで、2月は特に毎日のように出動いただいたというところで、委託料も90万円ほど上乘せさせていただいたところです。

あとは、昨日もお話しになりました除雪ヘルパー派遣事業についてですけれども、例年ですと1桁台の申込みなわけですが、今年度は43件というところで、予算が不足する見込みでありますので、ヘルパー派遣事業を100万円ということで、合計で210万円計上させていただいたところでございます。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

まず、その前に、鈴木企画課長から空き家リノベーションの部分で回答をさせて……鈴木企画課長。

(企画課長 鈴木祐司君)

申し訳ありません。3点目の空き家関係の回答漏れましたけれども、今年度から住宅関係、地域整備課で所管しておりますので、地域整備課長から回答させていただきます。よろしくお願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

渡辺地域整備課長。

(地域整備課長 渡辺裕和君)

8 番 遠藤議員の質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、補正予算書28ページ、2 款 1 項 8 目の定住推進費ですが、空き家リノベーション、こちらの事業の減額の状況、あとは事業の進捗状況についてご質問がありました。

この事業につきましては、令和 5 年度から事業を実施をしております、今年度につきましては 1 件当たり補助金の増額を200万円ということで、2 件分の予算を確保しながら事業を進めてきたところでございます。5 月の末から申請の受付を開始をしまして、1 名の方から申請をいただいたという状況でございます。その 1 名の方につきましては、町でプレゼン方式で審査会を開催しまして、町長以下担当の課長等々が参加しまして、審査をして、無事交付決定を差し上げたという状況でございます。今現在でございますが、工事が 2 月末で完成しております、実績報告書の提出を今待っているという状況になっております。

今回の減額は、実績に応じて減額をさせていただくということで、1 件分を減額させていただいたということでございます。

続きまして、補正予算書53ページ、8 款 1 項 1 目土木総務費でございますけれども、住宅リフォーム支援事業費、こちらの750万円の減額の要因、それから、6 月定例会のほうで小規模リフォームの補助事業ということで300万円補正をさせていただきましたが、それとの関連ということでご質問をいただいたところでございます。

こちらの住宅リフォームの支援事業につきましては、今年度ほぼ事業が終了するということで、実績に合わせて減額をさせていただきました。今現在36件の方々に交付決定をしているという状況でございます。また、小規模リフォームにつきましては、こちらについても、ほぼ事業は完了しております、今年度は20件の方々の交付決定を行ったということでございます。

関連ということでございますが、申請をいただいた分の中で、どちらも申請をされた方というのは2件いらっしゃいました。基本的には、住宅リフォームにつきましては補助要件が決まっております、例えば減災対策であったり、あとは断熱化であったり、バリアフリーという要件が該当するわけですが、これに該当しないもの、該当しないものといえますか、小規模リフォームについては該当要件がないということで、どういう工事であっても対象となるということで、そういった部分について、様々組み合わせて申請をされたということで、2 件の方々が該当になったということでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

8 番 遠藤芳昭君。

(8 番議員 遠藤芳昭君)

様々回答いただきましたけれども、ふるさと寄附金につきましては、先ほど言いましたけれども、やっぱりまちづくりと、いろんな形で、一緒になっての成果が表れてくるものだろうと思いますので、例えば景観条例とかですね、そういったものもやっぱり大事にしながら、今後取組を進めていただければなということで、了解いたしました。

それから、空き家リノベーションでございますけれども、これは実績だということでございますが、問合せというか、申込み1件ぐらいしかないんでしょうかね。例えば、空き家バンクとの整合性とかで、もう少しあってもいいような気がするんですが、何かやっぱりコマーシャルが少し足りないんじゃないかなと杞憂するんですけども、空き家バンクも一生懸命やっていただければ、当然ここに結びつくわけなのでありまして、その辺のところの取組も、やっぱり必要じゃないかなと思いました。

それから、除雪支援事業については、今回の大雪だったものですから、割合と少ないかななんて思ったところだったんですが、これで終わってくればよろしいかと思います。

あと、それから、住宅リフォーム支援について、ここだけお聞きしたいと思いますけれども、県の補助要件とか、そういうのございまして、なかなか該当しない部分もあるのかもしれないけれども、建設業者、建築業者、大工さんとか、そういう方々の周知とかですね、そういったものっていうのは徹底されているのかどうかですね。せっかくついている補助金が、リフォームなんかも結構されているんですけども、こういうものに該当しないのはもったいないなと思うんで、そういうところの指導とか、情報提供とか、どのようになっているか、ここ1点だけお聞きしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

渡辺地域整備課長。

(地域整備課長 渡辺裕和君)

8 番 遠藤議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、空き家リノベーションのPRという部分でご質問をいただきました。

こちらについては、町のホームページ等で情報発信をしながら募集をしてきたということでございます。

もともとの目的であります。空き家を有効活用すると、その空き家について、地域で、地域の活性化につながるような拠点づくりということで募集をさせていただいたということで、お1人の方が手を挙げられたというところで、そういうお気持ちがある方でなければ、なかなか

かそういった事業を取り組むのは難しいかなと思っております。

予算についても、2件分ということで上げさせていただいた結果、お一人の方が手を挙げられたということなので、次年度以降も、この事業については継続していきたいと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

あと、もう一つでございますが住宅リフォームの件で、町の建設組合との関係性ということで、こちらの小規模リフォームであります、町の建設組合からも要望があつて、今年度補正をさせていただいたということでございます。この小規模リフォームについても、もともとある住宅リフォームにつきましても、町の建設組合の方々は、この事業はもちろん知っていらつしゃいますし、有効的に使つていらつしゃるということでございまして、金額的には大幅に減少はなっていますけれども、今までの実績をちょっとお話をさせていただくと、令和4年度については47件の住宅リフォームの申請があつたところです。令和5年度については43件で、今年度が36件ということで、少しずつ減つてはいますけれども、ある程度町民の方にも周知なつていて、町の建設組合の方々も大きく動いていただいていて、昨年度、同じ件数とか、あと超えるということはないと思いますけれども、昨年度に近い件数で推移をしているので、事業自体は町民の方々に周知されているということで、担当としては考えているところでございます。

以上でございます。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございませんか。9番 高橋亨一君。

(9番議員 高橋亨一君)

それでは、私から2点ほどお願いします。

1点目、ページ45ページ、農林整備課です。6-1-4畜産振興費、畜産所得向上支援事業の補助金2,557万1,000円減額されておりますけれども、これの減額の理由と、それから事業の内容をお伺いします。

それから、地域整備課、54ページ、8-2-2除雪事業ですが、備品購入の減額で2,588万円の減額理由、何の備品なのかもお伺いしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

館石農林振興課長。

(農林振興課長(併) 農業委員会事務局長 館石 修君)

9番 高橋議員のご質問にお答えしたいと思います。

畜産振興費、畜産所得向上支援事業補助金2,557万1,000円の減額理由と事業内容ということ

でご質問いただきました。

こちらにつきましては、萩生地内の農業法人が実施します畜舎の新築工事の事業でございます。100頭規模の畜舎1棟でありまして、事業費につきましては約8,500万円を見込んでおりました。こちらにつきましては、予算を確保しながら進めてきたわけですが、県との調整の中で、採択に関する条件の中で、採択までのポイントに満たなかったということで、今回不採択になったというものでございます。

なお、こちらにつきましては、本人については、次年度以降、何ともやっていきたいということで、希望がありますので、仕切り直しにはなりますけれども、来年度、予算獲得に向けて支援してまいりたいということで考えております。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

渡辺地域整備課長。

(地域整備課長 渡辺裕和君)

9番 高橋議員のご質問にお答えしたいと思います。

補正予算書の54ページ、8款2項2目の除雪費でございますが、備品購入費の2,588万円の減額の理由ということでご質問いただきました。

この備品購入費につきましては、今年度、除雪ドーザを購入するということで、予算を確保させていただいておりました。当初4,500万円ということで予算を置かせていただいていたけれども、7月のたしか臨時会だったと思いますが、契約の案件について上げさせていただきましたけれども、契約金額が1,911万9,100円ということで、その差額分を今回減額をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

(議長 菅野富士雄君)

9番 高橋亨一君。

(9番議員 高橋亨一君)

不採択になってしまったと答弁していただきましたけれども、不採択になる前に何か、なかなか本人の意向だったのかどうか、町で協力して、そういう指導はちゃんとしてやったのかどうか、ちょっとその点を伺います。地域整備課は了解しました。

(議長 菅野富士雄君)

館石農林振興課長。

(農林振興課長(併) 農業委員会事務局長 舘石 修君)

9 番 高橋議員の再質問にお答えしたいと思います。

ご本人様から町に相談がありまして、それを県に相談させていただき、何とか予算確保できそうだとということで、予算確保、補正を通して予算確保させていただいたわけですが、結果、採択要件まで至らなかったということでもありますので、これにつきましては、今後も町でしっかりと支援してまいりたいということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございませんか。よろしいですか。2 番 島貫寿雄君。

(2 番議員 島貫寿雄君)

ほぼ出尽くしたんですけども、私から2点ほど。

先ほど、何人かから出ました。特に8番議員の遠藤議員から、ふるさと納税について大変厳しい前向きな意見がありましたけども、私が一般質問で申し上げたとおり、やっぱり今ふるさと納税なかったら問題というのは出てますので、やはり遠藤議員のおっしゃったことは大事なことだと思います。そういう意味で、返礼品だけではもう勝っていけない時代ですので、それで私はブランディングということを一般質問で申し上げたわけです。

学校の名前についても、これは変えろということではなくて、やっぱり飯豊、特に嵐町長が、再三にわたって米の豊かなまちということを言ってますから、平仮名でいいではないんですけども、やっぱり漢字の飯豊にこだわるとか、そういうブランディングをトータル的に考えていかないと、飯豊のファンは出ませんし、おとといの一般質問終わってから思ったんですけども、平成16年にフォレストのポスターがあったんです。フォレストから白川荘、飯豊山を望む緑と青いポスターで、これのキャッチフレーズが、これだけです、「空気がおいしい」。物すごいこれ人気のポスターでした。その年、同じく銀山温泉のポスターが東京いっぱい貼ってありましたけども、有名なジニーさん、藤屋のおかみさんがいらっしやいまして、当時、銀山温泉の人口が101人だったんですよ。そのキャッチコピーが、「山形県尾花沢市銀山温泉101人」、もうこれもすごい、やっぱりこういうキャッチコピーとかブランディングをしてくないと、飯豊町は浸透していきませんから、やっぱりその辺を考えて、いや現状維持ならまだしも、半分ということは、やっぱりこれはあり得ないわけなんですから、やっぱりそこはしっかりやっていただきたいと思います。

それから、もう一つは、予算書の28ページ、説明が8ページの結婚支援事業ですけども、99万円の減額で、これはほぼほぼ何も多分やっていないのかと思いますけども、これも以前、後藤町長時代に質問したときに、当時、館石課長が企画課長で説明聞きましたけども、相当な年数やってて、成功したのは1例しかない。こういう事業は大事だと思いますけども、延々と続けて、この減額でやり続けるのかどうなのか。そこで私は、結婚支援じゃなくて、30代、40代のまだ結婚してない若者がいる世代の同級会の補助金を出して、全く知らない同士じゃなくて、地元出身の人間がそこで出会って、結婚という、そっちのほうの可能性はあるんじゃないかという提案をしたことがありますけども、この結婚支援事業というのは、これからもこのような形で続けていращやるんですか。これほぼ何も使っていないということではないんですか。具体的にその辺をちょっと説明していただきたいんですが。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木企画課長。

(企画課長 鈴木祐司君)

2番 島貫議員のご質問にお答えします。

ふるさと納税については、先日の一般質問でも質問、そして町長から答弁をさせていただいたとおり、町のブランディングをしっかりとしていくと。ふるさと納税、返礼品の磨き上げだけではなくて、飯豊町の歴史文化、人、景観含んだ飯豊町を丸ごと売り込んでいくということ、姿勢をしっかりと取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続きご指導を賜りたいと思っております。

28ページの結婚支援事業9万9,000円を減額しておりますけれども、全体の予算額は135万円ほどありますうちの9万9,000円の減ということになっております。結婚支援事業ということで、今年度、婚活事業という銘は打ちませんでしたけれども、自分らしさを出せるようなとか、セミナーであったり、あと、熱気球とかカヌーで友達づくりということで、広域的に参加していただいた。特に今年度については、女性の参加者が多かったということで、大変盛り上がったというか、そういった事例をさせていただいておりますので、そういったセミナーについては、しっかりとやっていきたい。

あと、結婚サポートセンターへの登録は、大体1万円とか2万円かかるようですけども、上限5,000円ということでやっております。それも継続して取り組んでまいりたいと思いますので、まずは、今回は実績見込みで9万9,000円を減額させていただいたということではありますけれども、セミナー、そういった取組は継続してまいりたいと考えております。よろしくお

願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

2番 島貫寿雄君。

(2番議員 島貫寿雄君)

すみません、数字1桁間違っていました。

ただ、その実績がなかなか伴わないというところに、少し心配を感じるんですけども。やっぱりまだ、いまだ1組のカップリングしかなくてないんでしょうかね。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木企画課長。

(企画課長 鈴木祐司君)

2番 島貫議員のご質問にお答えします。

ちょっとその1組がどの事例なのか、ちょっと分からないところではありますけれども、やはりそういったセミナーをして、例えばそこでカップルになったとしても、その後ちょっと追いかけているわけではありませんので、その方が結婚されたのか、どうなったかというのは分からないわけでありますけれども、そういった出会いの機会をしっかりと持つ。ただ、町単独でやってもなかなか集まらないというときには、広域でとか、いろんな臨機応変にそういったところは対応してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ないようですので、ここで質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結したいと思います。

これより議案第19号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算(第13号)の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第19号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算（第13号）は、原案のとおり可決されました。

《 日程第 29 》

議案第20号 令和6年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

《 日程第 30 》

議案第21号 令和6年度飯豊町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

《 日程第 31 》

議案第22号 令和6年度飯豊町介護保険特別会計補正予算（第5号）

《 日程第 32 》

議案第23号 令和6年度飯豊町訪問看護特別会計補正予算（第4号）

《 日程第 33 》

議案第24号 令和6年度飯豊町介護老人保健施設特別会計補正予算（第5号）

《 日程第 34 》

議案第25号 令和6年度飯豊町萩生財産区特別会計補正予算（第2号）

《 日程第 35 》

議案第26号 令和6年度飯豊町豊原財産区特別会計補正予算（第1号）

《 日程第 36 》

議案第27号 令和6年度飯豊町添川財産区特別会計補正予算（第1号）

《 日程第 37 》

議案第28号 令和6年度飯豊町中津川財産区特別会計補正予算（第1号）

《 日程第 38 》

議案第29号 令和6年度飯豊町水道事業会計補正予算（第5号）

及び

《 日程第 39 》

議案第30号 令和6年度飯豊町下水道事業会計補正予算（第5号）

までの11案件を一括して議題にしたいと思います。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

（町長 嵐 正人君）

ただいま議題となりました、議案第20号 令和6年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算

(第5号)から、議案第30号 令和6年度飯豊町下水道事業会計補正予算(第5号)までの11案件について、ご説明申し上げます。

初めに、議案第20号 令和6年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)につきましては、事業勘定の歳入歳出予算の総額から672万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ7億5,201万円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から666万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8,969万6,000円と定めるものであります。

事業勘定の歳出の主な内容につきましては、保険給付費等の精査による減額であり、それに伴って、県支出金及び一般会計繰入金を減額等するものであります。直営診療施設勘定の歳出の主な内容につきましては、医療費及び総務費の精査による減額であり、それに伴って、一般会計繰入金を減額等するものであります。

次に、議案第21号 令和6年度飯豊町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)につきましては、歳入歳出予算の総額から322万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億1,114万円と定めるものであります。

歳出の主な内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の精査による減額等であり、それに伴って、一般会計繰入金を減額等するものであります。

次に、議案第22号 令和6年度飯豊町介護保険特別会計補正予算(第5号)につきましては、歳入歳出予算の総額から7,258万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9億1,201万6,000円と定めるものであります。

歳出の主な内容につきましては、介護サービス給付費の精査による減額等であり、それに伴い、繰入金及び国庫支出金を減額等するものであります。

次に、議案第23号 令和6年度飯豊町訪問看護特別会計補正予算(第4号)につきましては、歳入歳出予算の総額に3万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2,199万8,000円と定めるものであります。

歳出の主な内容につきましては、人件費の追加等であり、それに伴って、一般会計繰入金を減額等するものであります。

次に、議案第24号 令和6年度飯豊町介護老人保健施設特別会計補正予算(第5号)につきましては、歳入歳出予算の総額から1,178万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億2,897万7,000円と定めるものであります。

歳出の主な内容につきましては、人件費の精査による減額等であり、それに伴って、一般会計繰入金等を減額等するものであります。

次に、議案第25号 令和6年度飯豊町萩生財産区特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額から14万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ26万5,000円と定めるものであります。

歳出の主な内容につきましては、造林費の精査による減額等であり、それに伴って、基金繰入金等を減額するものであります。

次に、議案第26号 令和6年度飯豊町豊原財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額から22万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9万7,000円と定めるものであります。

歳出の主な内容につきましては、造林費の精査による減額等であり、それに伴って、基金繰入金等を減額するものであります。

次に、議案第27号 令和6年度飯豊町添川財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額から162万,5000円を減額し、歳入歳出それぞれ279万4,000円と定めるものであります。

歳出の主な内容につきましては、造林費の精査による減額等であり、それに伴って、基金繰入金等を減額するものであります。

次に、議案第28号 令和6年度飯豊町中津川財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額から233万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ284万3,000円と定めるものであります。

歳出の主な内容につきましては、造林費等の精査による減額であり、それに伴って、基金繰入金を減額等するものであります。

次に、議案第29号 令和6年度飯豊町水道事業会計補正予算（第5号）につきましては、収益的収入予算の総額に4万円を追加し、2億3,512万1,000円とし、収益的支出予算の総額に320万6,000円を追加し、2億5,509万1,000円と定めるものであります。

また、資本的収入予算の総額に408万4,000円を追加し、2,881万6,000円と定めるものであります。

収益的収入の内容につきましては、一般会計補助金の追加であり、収益的支出の主な内容につきましては、消費税及び地方消費税等の追加であります。

また、資本的収入の主な内容につきましては、手ノ子地区農業集落排水事業に伴う配水管布設替工事補償費等を追加するものであります。

最後に、議案第30号 令和6年度飯豊町下水道事業会計補正予算（第5号）につきましては、

収益的支出予算の農業集落排水事業費用の総額に51万9,000円を追加し、4億2,083万1,000円とし、生活排水個別処理事業費用の総額に1万5,000円を追加し、4,533万2,000円と定めるものであります。また、資本的収入予算の農業集落排水事業資本的収入の総額から900万円を減額し、1億8,992万6,000円とし、資本的支出予算の農業集落排水事業資本的支出の総額から900万円を減額し、3億1,338万円と定めるものであります。

収益的支出の主な内容につきましては、下水道事業債の支払い利息及び人件費等の追加であり、資本的支出の主な内容は、手ノ子地区農業集落排水事業に係る中継ポンプ設置工事請負費等の減額であり、それに伴って、下水道事業債及び県補助金を減額するものであります。

以上、議案第20号から議案第30号までの11案件について概略を申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第20号 令和6年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)から議案第28号 令和6年度飯豊町中津川財産区特別会計補正予算(第1号)までの9案件を一括採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第20号 令和6年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)から議案第28号 令和6年度飯豊町中津川財産区特別会計補正予算(第1号)までの9案件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和6年度飯豊町水道事業会計補正予算（第5号）及び議案第30号 令和6年度飯豊町下水道事業会計補正予算（第5号）の2案件を一括採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙手 全員 ）

（議長 菅野富士雄君）

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第29号 令和6年度飯豊町水道事業会計補正予算（第5号）及び議案第30号 令和6年度飯豊町下水道事業会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩したいと思います。再開を2時50分といたします。

（ 午後2時34分 ）

休憩前に復し会議を続けます。

（ 午後2時50分 ）

《 日程第 40 》

議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町福祉事業所「でんでん」）の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

（町長 嵐 正人君）

ただいま議題となりました、議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町福祉事業所「でんでん」）について、ご説明申し上げます。

提案理由にありますように、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、飯豊町福祉事業所「でんでん」。所在地、飯豊町大字椿3944番地2であります。

指定管理者は、山形県長井市森字和合654番地、社会福祉法人すぎな会理事長 舟山直志氏。

指定期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までであります。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

（議長 菅野富士雄君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町福祉事業所「でんでん」）の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町福祉事業所「でんでん」）は、原案のとおり可決されました。

《 日程第 41 》

議案第32号 飯豊町過疎地域持続的発展計画の変更について
の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題になりました、議案第32号 飯豊町過疎地域持続的発展計画の変更について、
ご説明申し上げます。

提案理由にありますように、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項
の規定により、提案するものであります。

本計画における変更につきましては、持続的発展施策区分の2、産業の振興に林業機械整備
事業を追加し、持続的発展施策区分の3、地域における情報化の地域情報化推進事業（地上波
デジタル放送受信基盤整備事業）の事業の詳細を変更するものであります。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い

い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。5 番 屋嶋雅一君。

(5 番議員 屋嶋雅一君)

ただいま説明いただきました。

今回、ただいま提案理由述べていただきましたが、その提案理由とはちょっと違うんですけども、この過疎地域持続発展計画の変更ということになりますと、ここの、例えば何ページ、6 ページですかね、実際の計画書載ってます。計画書の38ページというところなんかですが、この中で、一番下のところ、観光またはレクリエーションということで、ここの欄に、フォレストいいで、白川荘大規模改修と載っております。白川荘はいいですけども、フォレストいいでっていうのにつきましては、今現在、話以前から出てるとおおり、無償譲渡していくと、そのままという話が進んでいると思います。ということで、今回、変更にあたって、ここも本来ならば変更が必要なのではないのかなと思っていますが、その辺はどうなんでしょうか。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木企画課長。

(企画課長 鈴木祐司君)

5 番 屋嶋議員のご質問にお答えします。

過疎計画と言わせていただきますけれども、こちらの全体調整をさせていただいているのが企画課でありますので、私から回答させていただきます。

今回の変更以外ということであります。この資料のフォレストいいで、白川荘大規模改で切れておりますけれども、次のページに行ってるかと思うんですけど、ここについて、今現在の取組とちょっと異なるのではないかということであります。

こちらについては、事業名を記載させていただいておるところでありますので、こちらの事業について、例えば、これから白川荘の改修プラスフォレストいいでもということでの当初、令和3年度でありましたけれども、つくらせていただいたものであります。今現在、活用に向けて、土地であったり建物の評価、次年度以降の公募等々へ進むかと思っておりますけれども、まず過疎計画上は、こちらで、まずは問題ないということで判断しておりまして、今回の修正には入れてはいないということで、提案をさせていただいたところであります。よろしく願いいた

します。

(議長 菅野富士雄君)

5 番 屋嶋雅一君。

(5 番議員 屋嶋雅一君)

問題ないっていえば問題はないと思うんですが、実際計画で、7 年度なんで、あと 1 年、この計画書が有効になるということかもしれません。その間にこれ変更していくのかっていうところだけ、1 点お伺いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木企画課長。

(企画課長 鈴木祐司君)

5 番 屋嶋議員の再質問にお答えします。

例えば、来年度である程度の事業のめどがついた、再開に向けた何らかの進みが確認されたという時点で、変更ということもあり得るかもしれませんが、次年度までの計画、その時点が何月によるかであります。例えば、1 年後の 3 月になってしまいますと、変更しても残り期間が 1 か月弱ということになりますので、そちらについては、改めて議会の皆さんに、こういった変更あります、全員協議会なりで説明等々させていただくことになるかもしれません。そのときの状況によって対応変化しますので、ご了承いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございますか。6 番 舟山政男君。

(6 番議員 舟山政男君)

高性能の機械を整備されるということなんですけれども、この機械、特殊な機械になると思います。林業関係ですから。どのような機械を予定されているのか、もしお分かりであれば。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木企画課長。

(企画課長 鈴木祐司君)

6 番 舟山議員のご質問にお答えします。

全体調整、企画課でありますけれども、各事業については、担当課長から説明、農林振興課長から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

館石農林振興課長。

(農林振興課長(併) 農業委員会事務局長 館石 修君)

6番 舟山議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回の計画変更の関係であります。大前提として、この後、上程される辺地の計画もそうなんですけども、計画書に載ってないと利用ができないという前提がありますので、そういったところで今回整理をさせていただきました。

高性能林業機械につきましては、来年度、ぜひおが粉製造機を購入したいなということで、現在計画をしているところです。今後、森林、町内の森林、80%を占める森林の有効活用と考えたときに、高性能林業機械は必ず必要になるという認識でおりますので、今のところは具体的な計画は持っておりませんが、将来的に必要なになった際に、ここの計画に載ってないと有利な起債ができないということでもありますので、今回整理をさせていただいたというものでございます。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第32号 飯豊町過疎地域持続的発展計画の変更についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第32号 飯豊町過疎地域持続的発展計画の変更については、原案のとおり可決されました。

《 日程第 42 》

議案第33号 飯豊町辺地に係る総合整備計画の変更について

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題になりました、議案第33号 飯豊町辺地に係る総合整備計画の変更について、ご説明申し上げます。

提案理由にありますように、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により、提案するものであります。

本計画における変更につきましては、整備計画書の2、公共的施設の整備を必要とする事情の(1)交通・通信体系の整備に道路及び渡船施設を、(2)産業の振興に農業、林業又は漁業の経営の近代化のための施設を追加するものであります。橋梁修繕工事、木質バイオマス製造施設の機械整備及び水路整備を行い、橋梁の長寿命化及び農林業の効率化を進めるものであります。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第33号 飯豊町辺地に係る総合整備計画の変更についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第33号 飯豊町辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

《 日程第 43 》

令和7年度の施政方針の説明を行います。

町長の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいまから、令和7年度施政方針をご説明申し上げます。

初めての施政方針になります。少し時間をいただきますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

本日ここに令和7年3月飯豊町議会定例会が開催されるに当たり、令和7年度の町政運営に関する基本方針と主要な施策の概要をご説明申し上げます。

令和7年の幕開け、お正月の恒例行事となった東京箱根間往復大学駅伝競走（箱根駅伝）は101回目の開催、新たな100年に向けた大舞台において、青山学院大学が他大学を寄せつけない圧倒的な強さで、2年連続8度目の総合優勝を果たし、駅伝ファンの記憶にまた新たな1ページが刻まれました。「やっぱり箱根は青学だ」と見る人を納得させる強さ。その裏には選手たちの壮絶な努力はもちろんのこと、指導者や家族など優勝という同じ目標に向かって取り組む全ての人々の力が結集されてこそその結果であると感じます。

人口減少が止まらない、東京一極集中が加速する中、「やっぱり住むなら飯豊町」と町民の皆様、そして町外の方々からも納得の評価をいただけるまちづくりを推進することが、人口減少に歯止めをかけ、一度故郷を離れた人々を呼び寄せる力になると信じております。

今年度は、まちづくりの核となっている令和3年度から令和12年度までの10年計画である、第5次飯豊町総合計画の中間見直しの年度になります。今までの取組を振り返るとともに、「暮らし満足度No.1のまち」実現を目標に掲げ、山積する課題を解決するため、住民ニーズに応えるために努力していかなければならないことを確認し、社会の変化に対応しながら、全町民の思いを結集し、町政運営を行うとともに、身近な行政・頼れる行政を実感できる環境を形成してまいります。

それでは、予算編成方針について申し上げます。

町の財政状況は、令和4年8月及び令和6年7月の度重なる豪雨災害に対する復旧・復興経費に加え、大規模事業の元利償還開始による公債費の増大により、極めて厳しい状況が続いています。

令和7年度予算編成においては、一般財源の支出抑制による財政健全化を図る観点から、既存事業について事務事業検証シートを基に、事業の効果、必要性、内容等を総点検し、無駄の排除や事業の見直し・再構築に努めました。「暮らし満足度No.1のまち」実現に向けての未来のビジョンを形にするための礎となる1年であり、次なる飛躍と成長の基盤を築くため、新たな財源の確保を積極的に行いながら施策を展開してまいります。

令和7年度は、災害復旧に引き続き取り組むとともに、複雑化・多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、幸せに安心して暮らせる未来を実現するため、最少の経費で最大の効果を上げるという行財政運営の基本に立ち返り、予算編成を行いました。

次に、予算概要について申し上げます。

令和7年度の一般会計予算額は、前年度比1.4%増の74億4,600万円となりました。また、一般会計、特別会計及び事業会計を合わせた町の予算総額は、前年度比0.5%増の108億2,483万3,000円となりました。

歳入の概要について申し上げます。

町税は、全体として緩やかに持ち直しの動きが見られることから、前年度比5.5%増の7億461万7,000円を計上しました。そのうち町民税は、個人分は0.1%増の2億749万6,000円、法人分は1.9%減の3,562万1,000円と見込み、全体で前年度比0.2%減の2億4,311万7,000円としました。また、固定資産税は償却資産の増加等を見込み、前年度比7.8%増の3億8,635万円としました。

地方交付税のうち普通交付税は、前年度比2.5%増の32億1,851万1,000円、特別交付税は、近年の交付実績などから、前年度比11.0%増の4億200万円としました。

国庫支出金は、社会資本整備総合交付金及びデジタル基盤改革支援補助金の増などにより、前年度比24.8%増の7億6,259万4,000円。県支出金は、林道及び農地等に係る災害復旧費負担金の減額などにより、前年度比14.1%減の6億1,978万9,000円となりました。

寄附金は、めざましの里応援寄附金及び企業版ふるさと納税はトップセールス強化による増収を見込み、前年度比4.3%減の2億2,000万2,000円。繰入金は、公共施設整備基金などの繰入額の減により、前年度比20.9%減の4億2,786万8,000円。町債は、道路橋梁整備事業及び木質バイオマス製造施設整備事業の実施などにより、前年度比7.9%増の4億4,680万円となりました。

次に、歳出の概要について申し上げます。

義務的経費は、前年度比4.0%増の30億5,688万6,000円となりました。そのうち人件費は前

年度比2.7%増の12億2,425万4,000円。扶助費は前年度比3.0%増の5億8,397万1,000円。公債費は前年度比5.8%増の12億4,866万1,000円となりました。

投資的経費は、災害復旧事業が進んだことから、前年度比11.8%減の9億794万2,000円となりました。

令和7年度は、極めて厳しい財政状況下にあっても、引き続き災害復旧事業に重点を置きながら、子育て支援、健康福祉、教育、農業など住民ニーズに的確に応えられるよう、財源は財政調整基金をはじめ各種基金の取崩しなどにより必要額を確保したところであります。

続いて、令和7年度の主要施策を、第5次飯豊町総合計画の五つの柱に沿って申し上げます。

一つ目の、「人をはぐくむまち」について申し上げます。

本町のまちづくりの原点は、「住民主体のまちづくり」であり、「手づくりのまちいいで」であります。人口減少や気候変動の急激な変化、さらには不安定な世界情勢が続く中で、私たちは様々な課題解決に向け行動するときを迎えています。令和4年8月の豪雨災害の経験から、環境問題、さらには地域コミュニティや自治意識の重要性を再認識しました。持続可能で自立した地域づくりのため、住民自らが積極的に行動し、地域の課題解決に行動できるよう、地区まちづくりセンターの役割を明確にするなど、取組を強化してまいります。

まちづくりを進める上で重要となる人をはぐくむ取組を推進し、郷土や地域に愛着を感じる住民意識の醸成を図るとともに、住民と行政が積極的に交流し、様々な分野で社会に貢献したいという思いを持つ多くの住民がまちづくりに参画し活躍できる地域づくりを進めます。

地域住民が主体となって策定した地区別計画が中間地点となる5年目を迎えます。計画の実現に向け、地区が主体的に取り組む地域づくり事業への支援を継続するとともに、地区別計画の見直しに着手します。

学校教育は、「自信あふれるいいでの子ども 安心・元気な信頼される学校」を学校教育方針とし、SDGsの理念である、誰一人として取り残さない社会の実現を目指し、質の高い教育を追求していきます。特に大切にしたいことは、主体性と自己有用感の育成であります。そのためにも、教育環境の適正化を進めていきます。少子化が進行していますが、教育の質を向上させ、持続可能な学校としていくために、義務教育学校の開校に向けた準備を継続します。早い段階で開校時期を決定し、子供たちや保護者をはじめとする住民の期待に応えられるように取り組んでまいります。

また、義務教育学校開校の延期による極小規模学校・複式学級の解消を図るため、段階的な対応策として、令和8年4月から第二小・手ノ子小・添川小の3校を統合する準備に着手しま

す。

GIGAスクール構想は5年目を迎えますので、タブレット端末の更新を行い、さらなる児童生徒の情報活用能力の育成や個別最適・協働的学びの実践、校務のDX推進を図ります。

飯豊町幼小中一貫教育グランドデザインに基づき、こども園から中学校卒業時までを見通した子供の育ちの姿を共有し、町の将来を担う人材育成のため、幼小中一貫した教育をさらに推進いたします。

「いいでの子大したもんだプロジェクト」は継続して取り組み、子供たちの生きる力を育成し、様々なことに挑戦する、たくましい“がってしない”いいでの子を育ててまいります。

また、コミュニティースクールと地域学校協働活動が両輪となって、幅広い地域住民などの参画を得ながら、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して、地域とともにある学校づくりを推進してまいります。

生涯学習は、地区まちづくりセンターと連携し、地域の資源や特色を生かした、「いいでの子大したもんだプロジェクト」の充実や、郷土愛の醸成、さらには伝統工芸に関する技術の継承につながる取組を支援してまいります。

町民総合センター「あへす」は、地域住民にとって広く健康・交流・創造の場となるような事業を展開してまいります。

二つ目の「世代をつなぐまち」について申し上げます。

母子保健は、こども家庭センターを中心に、子育て世帯の身近な相談機関と密接な連携を図りながら、子育て世帯への支援体制を構築し、結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現と、全ての子供が、健やかで安全・安心に成長できる環境を構築してまいります。令和7年度から、無痛分娩などに要する費用の助成を実施するとともに、就学前までの切れ目のない健診で子供の特性を早期に発見、支援できるよう、5歳児健診を新たに実施いたします。

また、令和7年度からの5か年を計画期間とする飯豊町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子供が伸び伸びと育つまちの実現に向け、子育て・子育てしやすい環境づくりに取り組んでまいります。

子育て支援は、保護者のニーズやこども家庭庁の施策を踏まえ、こどもまんなか社会の実現に向けた取組を行うとともに、多様化する保育ニーズに対応するため、引き続き、家庭や地域と連携し信頼される幼児施設運営に取り組んでまいります。

また、課題を抱える児童・生徒への早期からの支援を、専門機関や関係各所と連携を図りな

がら継続して実施いたします。さらに、3歳未満の子供の保育料の軽減や、18歳までの医療費の無償化、家庭での保育を行っている世帯への支援のほか、新たにおむつ支給クーポン券を配布するなど、子育て世代の負担軽減を継続してまいります。

予防接種は、国がHPVワクチン接種のキャッチアップ制度に関して、令和6年度末で1回以上接種している未完了者に対し1年間延長の方針を示したことから、確実な周知と接種機会の提供に努めます。また、带状疱疹予防接種は令和7年4月から高齢者を対象とした定期接種となることに伴い、対象者への周知と希望する方への着実な接種に努めます。

また、健康寿命の延伸を目指し、特定健康診査の受診率の向上に取り組むとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業や各種健康教室などを充実してまいります。さらに、町民参加による健康づくり運動を展開していくために、第3次健康いいで21に基づき、町民一人ひとりの健康意識の向上や生涯を通じた継続的な健康づくりに取り組むとともに、生活習慣病予防を強化してまいります。

住民の健康を地域全体で支える医療体制は、公立置賜総合病院を運営する置賜広域病院企業団の構成市町として、医師の派遣も含め医療連携を強化してまいります。高度急性期医療や救急医療を担う公立置賜総合病院と、初期医療や回復期医療を担う地域の医療機関が、それぞれの機能を担い連携しながら安定した医療提供を行ってまいります。

また、町内2か所の飯豊町国民健康保険診療所は、引き続き医師及び看護師の確保に努めながら運営するとともに、町内の民間医療機関と連携を取りながら、地域医療を守ってまいります。

高齢者支援は、高齢者保護措置や安心見守り事業、高齢者世帯除雪支援事業等に取り組んでまいります。特に除雪支援は、飯豊町地域安全克雪方針に基づき、有償ボランティアを起爆剤とした地域の担い手の確保及び共助組織による除雪の仕組みづくりにつなげてまいります。

介護保険事業は、第9期介護保険事業計画に基づき、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスを適切に組み合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進し、在宅介護支援事業の継続と認知症対策の強化に取り組んでまいります。

また、認知症の方や障がいをお持ちの方など、成年後見制度の利用を必要とする方々が適切に制度を利用できるよう、置賜成年後見センター及び飯豊町社会福祉協議会と連携し、権利擁護を推進してまいります。経済的負担が大きい方に対しては、審判申立てに加えて、後見人報酬の費用助成を制度化します。

さらに、新たに策定する第3次飯豊町地域福祉計画に基づき、「共につながり生きていく

孤立をつくらせない地域づくり」をスローガンに、既存の福祉施策のさらなる充実とともに、お互いの多様性を認め合い、お互いを思いやる福祉教育、福祉活動の推進を図ってまいります。

生涯スポーツは、町民が生涯にわたり心身ともに健康に生活できるよう、町民一人1スポーツを推進し、スポーツを通して活力に満ちた地域づくりを進めるため、スポーツ関係団体の活動を支援します。

中学校の部活動は、休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行が示されているため、令和6年度から部活動地域移行推進協議会を設置し、引き続き本町の実情に応じた地域移行の在り方について検討を重ね、中学校やスポーツ関係団体などと連携しながら、中学生にとって望ましい持続可能な部活動環境の構築を進めてまいります。

社会体育施設は、施設の長寿命化と機能の維持に努めながら、より効果的な施設運営に努めてまいります。手ノ子スキー場は令和6年度にシュレップリフトの大規模改修を行いましたので、今後はさらに営業の充実を図ってまいります。

三つ目の「縁をつむぐまち」について申し上げます。

ポストコロナ時代に入り、世界的な人流が回復する中、本町においても観光振興のさらなる強化が求められております。特に、国内外の観光客の需要に対し、地域資源の魅力を最大限に生かす施策を展開してまいります。

白川湖の水没林は全国的に認知度が高まり、訪れる観光客も年々増加しております。本年2月には、白川湖の水没林での地域一体となった取組が評価され、スポーツ文化ツーリズムアワード2024を受賞しました。これからも、ホームページの充実、メディアへの情報提供、SNSとの連携強化、映像コンテンツを積極的に活用します。また、訪問者の滞在時間を延ばすため、周辺観光資源と連携し、四季を通じた観光プログラムを実施いたします。

訪日外国人旅行者が増加する中、本町もこの流れを生かし、インバウンド誘客を強化します。蓄積した経験とネットワークを活用し、訪日外国人向け観光プロモーションを推進するとともに、観光客が快適に滞在できる環境づくりを進めます。また、グリーンシーズンの魅力を打ち出し、エコツーリズムやアウトドアアクティビティを含む観光商品の開発を進めます。

本町には、四季折々の美しい自然、伝統的な農村文化、地域循環型エネルギーの活用など、多様な資源があります。これらを一体的に活用し、農村体験・伝統文化体験・環境学習ツーリズムの強化を図ります。

観光分野の第三セクターは、持続可能な経営の確立が急務となっております。観光施設の魅力向上と経営効率化を両立させるため、抜本的な改革を検討します。

遊休施設「ホテルフォレストいいで」の利活用は、実現可能性と安定性・継続性の確保が重要です。本町の観光振興に寄与し、地域内の雇用創出や地域経済の活性化に貢献できる事業者を選定します。また、白川ダム河川空間のオープン化を進めており、水辺空間を生かしたにぎわい創出や地域活性化の早期実現を目指してまいります。

令和7年度は、現在策定を進めている飯豊町持続可能な観光計画に基づき、本町の観光を高付加価値型滞在観光への転換・観光と産業の一体的振興・オールシーズンでの観光コンテンツの開発の3本柱で発展させ、地域経済の活性化と観光客の満足度向上を目指します。町民と一体となり、飯豊町ならではの観光の魅力を世界に発信してまいります。

本町には、飯豊連峰に代表される豊かな自然や屋敷林とともに生きてきた風土があり、先人が守り育て、幾代にもわたって受け継がれてきた農山村文化や歴史文化的遺産、文化財である飯豊遺産が数多くあります。本町が加盟する日本で最も美しい村連合の理念の下、農山村の景観や環境、文化を守る活動や、将来にわたって美しい地域であり続ける活動を展開してまいります。失ったら二度と取り戻せない美しい田園景観や自然環境、農山村文化などを適切に保全・活用し、美しい村を美しいまま次世代へ受け継いでまいります。

エコタウン椿及び添川住宅団地は、引き続き積極的に広報活動を行いながら販売促進に努めます。特にエコタウン椿は、国が示す次世代基準の省エネ型住宅よりも高い性能の住宅を集積し、環境や健康に配慮した次世代型の住宅団地です。町内指定建築施工事業者と連携を図り、地域経済の循環を促しながら、新たなビジネスモデルとして飯豊型エコハウスの普及促進に取り組んでまいります。

全国的な課題となっている空き家は、認定基準に基づき、管理不全空家等や特定空家等に認定された物件について、周辺への影響や危険等の切迫性などを勘案し、所有者等に対する助言や指導、勧告などの法的措置を進めてまいります。

また、引き続き空き家無料相談会の開催や空き家バンクへの登録促進、リノベーション補助事業などによって、空き家の利活用を推進してまいります。危険を伴う空き家は、解体費補助事業や民間企業と連携したAIによる解体シミュレーションシステムの活用などによって、所有者による解体を促進してまいります。令和4年8月の小白川の増水によって基礎下が洗掘された建物は、県道長井飯豊線の早期完成に支障となっており、また、完成後の安全な通行に影響を及ぼすことが予想されるため、町による略式代執行を行います。

空き家問題の発生を未然に防ぐ取組として、住んでいるうちから住宅の将来を考える機会を設けるとともに、空き家の維持管理に対して責任を持つことの重要性を周知してまいります。

加えて、複数の組織と連携して、住宅に関する総合的な相談体制を構築し、空き家所有者や地域住民が気軽に相談できる環境整備に努めてまいります。

結婚支援は、魅力ある出会いの場の創出や未婚者の結婚への意識を醸成するため、やまがたハッピーサポートセンターと連携した事業を開催し、男女の出会いをサポートしてまいります。

四つ目の「郷土をたがやすまち」について申し上げます。

昨年7月、庄内・最上地域等を襲った記録的な大雨は、河川の氾濫や土砂崩れを引き起こし、人的被害を含めて大きな被害を与えました。本町でも、令和4年8月の豪雨災害からの復旧・復興を着実に進めてきた中、特に萩生川沿いでは、災害復旧工事箇所が再び被災するなど甚大な被害が発生し、早期の復旧・復興を願う町民や関係者は精神的に大きな影響を受けました。いつ起こるか知れない災害に備えるため、地域防災計画やハザードマップの見直しを進め、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

災害のみならず、自助、共助に基づく地域力を高めていくことが大切であるとの考えから、引き続き自主防災組織の設立に注力してまいります。特に、災害発生時における高齢者や障がいを抱える方など要支援者に係る避難への配慮が必要なことから、自主防災組織の実情に合わせた個別避難計画の策定など、地域で支え合う共助の仕組みづくりを進めてまいります。

総合防災訓練は、防災ラジオや一斉メールシステムを活用するなど、全町民を対象とした町内一斉避難訓練を実施し、より現実に応じた訓練を行っているところです。今後も継続して実施することで、町民のさらなる防災意識の向上に努めてまいります。

災害発生時の情報は、山形県と防災行政通信ネットワークを介して、有線と無線の複数の通信回線をつないで発信しています。特に衛星通信は、有線の通信回線が断線するような大規模災害時でも通信が可能であることから、山形県との協定に基づいた改修を進めてまいります。

一方、消防団員の減少に伴う地域における消防力の低下が全国的に危惧されており、本町でも、団員確保と消防力の維持は共通する課題であります。引き続き、消防団員の装備充実と地域防災体制の強化を図るとともに、消火栓が機能しない火災時に対応できるよう耐震性貯水槽の整備に取り組んでまいります。

地域公共交通の要であるデマンド交通は、運行料金の値下げ、運行エリアの変更など、見直しを行いながら利便性向上や利用拡大を図ってまいりました。引き続き、飯豊町地域公共交通会議等を開催しながら、持続的かつ効率的な運行に努めてまいります。

また、公立置賜総合病院を核とする広域移動ネットワーク網の整備に向けた近隣市町との協議を進めるなど、誰もが安心して利用できる公共交通体制を構築してまいります。

J R米坂線は、地域の公共交通として維持可能な地域づくりのための重要な資源であります。引き続き、新潟・山形両県や沿線自治体などと連携して、鉄道での復旧を目指しつつも、複数の運営方法に基づき、運営コストのシミュレーションを行うなど、米坂線復旧に向けた議論を加速してまいります。

道路交通網は、地域生活を支える最も根幹的な社会基盤であり、強靱で信頼性の高い道路ネットワークの構築は不可欠です。現在、直轄国道とのダブルネットワーク化を図るため、新潟山形南部連絡道路整備事業のうち、小国町から本町手ノ子までの区間において計画段階評価が実施されており、今後の早期事業化が見込める段階となりました。本町の活性化に向けて、一日でも早い事業着手となるよう、官民一体となった事業推進活動を積極的に行ってまいります。

また、国道や主要地方道における雪や自然災害に強い道路の整備促進、通学路における交通安全対策の強化により、安心して通行できる、歩行できる道路となるよう関係機関に働きかけてまいります。

主要地方道長井飯豊線道路改築事業の小白川工区は、豪雨災害により計画の見直しが行われ、新たな大巻橋建設やその橋に続くバイパス整備が着実に進行しています。当該地区だけでなく、町にとって重要な道路であることから、県と連携した取組を行ってまいります。

町道は、道路整備計画に基づき、引き続き効率的かつ効果的な整備を図ってまいります。道路や橋梁などの社会的インフラの老朽化が進行していることから、予防保全型の効果的な維持管理を計画的に行い、施設の長寿命化に取り組めます。

生活基盤である水道の普及率は98.6%、下水道の汚水処理率は91.1%と、高い水準まで整備を進めてきました。今後も引き続き水道普及率、汚水処理率ともに100%を目指し、公衆衛生環境の向上に取り組んでまいります。

水道事業は、手ノ子地内配水管布設替工事のほか、大雨により被災した萩生水源導水管の災害復旧事業に取り組めます。また、中浄水場は萩生水源の代替水源として、復旧完了までの一時的な措置で通年取水を行っておりますが、萩生水源の復旧も通年取水ができるように、関係者と協議を行ってまいります。

下水道事業は、国道113号歩道整備事業の進捗に合わせ、令和3年度から進めている手ノ子地内の管路工事について、令和7年度の整備完了に向けて取り組めます。本事業の完了をもって農業集落排水事業の施設整備は全て完了となりますので、今後は接続率の向上とともに、合併処理浄化槽の普及に努めてまいります。

また、長期的に安定した経営を行うため、今年度から地方公営企業法を適用した企業会計に

移行しました。財務状況や経営成績を明確に把握した中長期的な経営計画を策定し、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上により、健全な事業経営と持続的かつ安定的なサービスを提供してまいります。

脱炭素社会と環境に優しい循環型社会の実現は、地域に暮らす私たち一人一人に課せられた目標です。地球規模の課題である気候変動への対応や脱炭素社会の実現には、地域が一体となって取り組むことが必要です。脱炭素社会の実現を自分事として考え、二酸化炭素の排出量と吸収量の実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言を達成するため、環境意識の醸成と行動変容を促す取組を推進してまいります。

自治体DXは、自治体情報システムの標準化及び国が推奨するクラウドの活用や、現在導入に向けて準備を進めている統合型GISや施設予約管理システムの運用など、デジタル技術を活用した住民サービスの充実に努めてまいります。

最後に、五つ目の「可能性をひらくまち」について申し上げます。

人口減少や地球温暖化等の環境変動による異常気象に加え、不安定な国際情勢の影響もあり、燃油・肥料・飼料・資材等の価格が依然として高止まりしており、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

昨年6月に食料・農業・農村基本法が四半世紀ぶりに改正され、食料の安定確保、農業が有する多面的機能の発揮、農業の持続的な発展と農村の振興が理念として掲げられ、国民生活の安定向上と経済の健全な発展を図るとされております。本町においても持続可能な農業を積極的に推進するため、今後も継続して生産力の向上と持続性の両立に向けた取組を支援してまいります。

本町の基幹作物である水稻は、令和6年度は用水不足による春作業の遅れや低温による生育の遅れ、収穫期には雨や風の影響により倒伏があり心配されたものの、本町の10アール当たりの平均収量は625キログラム、一等米比率は94.7%となったところです。今後も安定的な高品質・良食味米を確保するため、関係機関と連携した技術指導や情報提供を行い、需要動向に応じた生産体制の強化に取り組んでまいります。また、農業者の所得向上を図るため、高収益作物等の栽培技術体系の確立を図るなど、飯豊・農の未来事業に継続して取り組んでまいります。

また、SDGsや環境を重視する国内外の動きが加速している中で、国が示すみどりの食料システム戦略に積極的に取り組むとともに、町内で生産される堆肥や液肥を有効活用し、農業の基本である土づくりをしっかりと行いながら、飯豊型の循環型農業を積極的に推進してまいります。

令和6年度は、非農家の方にも協力いただき地域計画を策定いたしました。農業の衰退は、農業が基幹産業である飯豊町の衰退にもつながることから、今後もこの豊かな町土や美しい景観を子や孫の世代に引き継いでいくため、大規模農家のみならず、家族経営の小規模農家に対する支援を継続し、地域コミュニティの維持継続、地域農業の取組を推進してまいります。

6次産業化及び地消地産の推進は、町内産農産物やストーリー性を生かした商品開発、販売促進する人材の育成、販路創出などに取り組むとともに、学校給食と連携し、安全安心なおいしい農作物を子供たちに提供してまいります。また、有機農産物等の生産や活用検証も含め、町内産農産物の地消地産を推進してまいります。

本町面積の約8割を占める森林の有効活用は喫緊の課題であります。地域林政アドバイザーを早期に委嘱し、森林組合などの森林事業者や各財産区、地権者などと協議しながらロードマップを作成し、航空レーザー測量の分析結果を活用しながら森林の有効活用を図ってまいります。あわせて、森林所有者の意向調査や境界確定を進め、これから主伐期を迎える町営分収造林を含めた森林の適正な管理に努めるため、森林環境譲与税を活用した整備を促進するとともに、新たな林業従事者の確保に力を入れてまいります。

令和4年8月及び昨年7月の豪雨により、本町の農地や農業施設や山林は大きなダメージを受けました。

農地・農業用施設は、被災箇所で一日も早く営農活動が再開できるよう、災害復旧に継続して取り組みます。近年の豪雨における被災箇所は特定化されていることから、特に被害が深刻だった椿地内台沢下流水路、椿・小白川地内のJR米坂線横断水路の改修に取り組んでまいります。

山林は、林道等の災害復旧や県と連携した治山事業に取り組むとともに、農地・農業用施設も含め、防災減災事業や施設の機能強化に取り組んでまいります。

急速に進行する人口減少かつ突発的な事象が景気を左右する社会情勢の中で、これまでの事業者の経営の在り方や方法は、適時適切に見直しが必要な時期に突入しています。代表される事象として、若手労働者の売手市場がもたらす首都圏企業による新卒採用者の大幅な賃上げが挙げられます。この状況は、本町のような地方自治体には極めて不利な状況であり、本町を含む地域の貴重な若い労働力が、次々と首都圏に流出することが懸念されます。

また、観光や飲食などはコロナ禍前のにぎわいを取り戻しつつあると言われるものの、コロナ禍を経て変化を生じた生活様式や消費志向が完全に戻ることはなく、加えてエネルギー価格や物価の高騰により消費控えが顕著となり、事業者の経営環境が改善しているという分析は

できない状況にあります。

さらに、本町も例外ではない後継者不足による廃業が全国的に増加しており、事業承継対策も講じていかなければなりません。このような厳しい環境下においても、事業者はこの地域の限りある労働力、資源、市場規模の中で、変化の多い時代と戦い、生き残っていかなければなりません。環境変化に強い事業者の育成を促進していくために、飯豊町商工会の運営体制の強化、事業者への金融支援として、保証料及び利子補給補助金の継続、プレミアム付商品券発行事業補助金の拡充による住民の消費意欲喚起や地域経済活性化施策などを展開し、町経済の下支えを強化してまいります。

電動モビリティシステム専門職大学が令和7年度以降の学生募集を停止するという報道がなされたものの、地域の貴重な資源となり得る大学の存続を目指し、関係者と協議を継続してまいります。飯豊町企業支援施設では、電気自動車の解体解析やリチウムイオン電池の開発技術支援を行う民間企業の事業が順調に推移しております。また、飯豊町貸工場は、本年1月に三菱鉛筆株式会社山形工場が竣工し、筆記具が生産開始されました。本町において事業を継続し、活躍いただきたいと考えております。

電動モビリティ地域共創コンソーシアムを中心に、県内企業やモビリティ大学との連携促進だけではなく、県内の小中高生等を対象としたものづくりへの興味喚起のための学びの場の提供などにより、人材育成の取組や地元に着住する若者を増やしていく取組を展開してまいります。

このように、まいた種が芽を出し、少しずつ成長しており、次のステージに向けて、本町の工業振興事業の一環として取り組んでまいります。

町内産物の販売、町の情報発信、町民と都市住民の交流、移住窓口の4つの機能を持つ杉並区高円寺のアンテナショップは、オープン10年の節目を迎えました。高円寺の飲食店と町内の生産者をつなぐ高円寺ハーヴェストの開催など、引き続き飯豊町の認知度を高める取組を展開してまいります。

ふるさと納税は、ここ数年、寄附件数や寄附額が横ばいの状況にあります。寄附者に選択いただける新たな商品の発掘やウェブサイトでの情報発信を行うとともに、これまで寄附していただいた皆様とのご縁を継続していけるようPR活動を行い、多くの人々に飯豊町を応援いただけるような取組を進める一方で、運営体制の見直しを含めた検討を進めてまいります。企業版ふるさと納税は、トップセールスの強化により増収を目指します。

広聴は、サークルや婦人会、老人会ほか幅広い年代の方からの声を聞く場を設けていきたい

と考えております。また、職員が地域に出向き、地域活動に参加しながら、直に声を傾聴することで、役場が身近で相談しやすい、誰もが安心して暮らすことができる頼れる行政を目指してまいります。

まちづくりの行動や挑戦を行うための行財政の基盤は、強靱であることが理想です。健全な財政運営の推進と第5次飯豊町行財政改革大綱を着実に実行しながら、住民サービスの向上という目標に向かって、将来を見据えた持続可能なまちづくりを進めていくとともに、住民の声をしっかりと受け止め、現在だけでなく、未来でも活躍できる地域環境と文化をつくる行政であることを、全職員が共通の認識を持って職務に当たります。また、住民の期待に応え、飯豊町に関わる人も含め、個を尊重し共に行動し続ける公平で公正な行政運営を努めてまいります。

まちづくりの基礎は、人です。飯豊を、そして、価値ある農山村をこよなく愛し、誇りに感じる人とともに、先人の声と鼓動をひもときながら、持続的な飯豊の姿と飯豊に暮らすことの価値を実感できるようにしたいものです。そのためにも、知恵と覚悟をもって、そして、現場を見て着実に前進できるよう、人材育成を進めてまいります。

以上、町政運営の基本的な考えと主要な施策の概要を申し上げましたが、町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力をお願いし、令和7年度の施政方針といたします。

ありがとうございました。

(議長 菅野富士雄君)

以上で施政方針の説明は終わりました。

《 日程第 44 》

議案第34号 令和7年度飯豊町一般会計予算

《 日程第 45 》

議案第35号 令和7年度飯豊町国民健康保険特別会計予算

《 日程第 46 》

議案第36号 令和7年度飯豊町後期高齢者医療特別会計予算

《 日程第 47 》

議案第37号 令和7年度飯豊町介護保険特別会計予算

《 日程第 48 》

議案第38号 令和7年度飯豊町訪問看護特別会計予算

《 日程第 49 》

議案第39号 令和7年度飯豊町介護老人保健施設特別会計予算

《 日程第 50 》

議案第40号 令和7年度飯豊町萩生財産区特別会計予算

《 日程第 51 》

議案第41号 令和7年度飯豊町豊原財産区特別会計予算

《 日程第 52 》

議案第42号 令和7年度飯豊町添川財産区特別会計予算

《 日程第 53 》

議案第43号 令和7年度飯豊町豊川財産区特別会計予算

《 日程第 54 》

議案第44号 令和7年度飯豊町中津川財産区特別会計予算

《 日程第 55 》

議案第45号 令和7年度飯豊町水道事業会計予算

及び

《 日程第 56 》

議案第46号 令和7年度飯豊町下水道事業会計予算

までの13案件を一括議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました、議案第34号 令和7年度飯豊町一般会計予算から、議案第46号 令和7年度飯豊町下水道事業会計予算までの13案件について、ご説明申し上げます。

なお、各会計の概要につきましては、去る2月18日に内示申し上げたとおりでありますので、予算総額のみご提示させていただきます。

初めに、議案第34号 一般会計予算の総額は、74億4,600万円で、前年度と比較し、1億円、1.4%の増となりました。

議案第35号 国民健康保険特別会計の事業勘定は、2.7%減の7億2,327万2,000円、直営診療施設勘定は、11.8%減の8,497万7,000円となりました。

議案第36号 後期高齢者医療特別会計は、0.1%減の1億1,356万1,000円、議案第37号 介護保険特別会計は、2.7%減の9億3,668万6,000円となりました。

議案第38号 訪問看護特別会計は、2.6%増の2,142万6,000円、議案第39号 介護老人保健施設特別会計は、1.9%減の3億3,014万1,000円となりました。

議案第40号から議案第44号までの各財産区特別会計は、5会計の合計で4.2%増の1,099万7,000円となりました。

議案第45号 水道事業会計は、2.1%減の3億3,329万9,000円、議案第46号 下水道事業会計は、2.3%増の8億2,447万4,000円となりました。

各会計の予算総額は、108億2,483万3,000円となり、前年度と比較し4,908万5,000円、0.5%の増となったところであります。

以上、予算総額のみご説明申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

ここでお諮りいたします。

ただいま上程となっております議案第34号 令和7年度飯豊町一般会計予算から議案第46号 令和7年度飯豊町下水道事業会計予算までの13案件につきましては、飯豊町議会委員会条例第5条の規定により、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号から議案第46号までの13案件の審査は、議長を除く議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定いたしました。

《 日程第 57 》

令和7年度施政方針の説明並びに令和7年度飯豊町一般会計予算ほか各特別会計予算、事業会計予算、合わせて13案件の説明に対する総括質疑を行います。

総括質疑については、あらかじめ通告を受けておりますので、この際、発言を許可いたします。5番 屋嶋雅一君。

(5番議員 屋嶋雅一君)

5番 屋嶋雅一です。

それでは、令和7年度施政方針並びに会計予算に対する総括質問をしていきたいと思ひます。

嵐町政も4か月が過ぎ、暮らし満足度No.1のまち実現に向けた一歩ずつ進んでいるものと思ひます。現在、町の厳しい財政状況にありながら、その目標の実現も反映させての初めての予

算編成は、大変ご苦労されたものではないでしょうか。また、令和4年8月の豪雨災害から2年半が経過し、災害からの復旧・復興も着実に進んでおります。一日も早い復旧・復興に努めていただきたいと思います。

それでは、最初に、予算編成について質問したいと思います。

町長からの方針では、一般財源の支出抑制による財政健全化を図る観点から、既存事業について検証し、無駄の排除や事業の見直し、再構築に努めた。そして、最少の経費で最大の効果を上げるという行財政運営の基本に立ち返り、予算編成をしたと説明がありました。

そこで、質問ですが、今回の予算編成において、町長自身の特色を出すため、一番こだわった点は何かお伺いいたします。

二つ目の質問は、厳しい財政状況の予算編成を考えると、無駄の排除や事業見直しにより、前年度より減額した予算にした上で、最大の効果を上げる住民サービスを考えると思うのですが、令和7年度の一般会計予算は、前年度と比較し、1億円多い74億4,600万円の増額編成となっております。増額となった最大の理由は何かお伺いいたします。

また、この増額予算のための財源として、財政調整基金3億900万円を取り崩し、町債も前年度より約3,300万円増額しております。地方交付税も前年度より約1億1,800万円の増額を見込んでおりますが、7年度も、地方交付税をはじめ、町債や基金の取崩しに依存している予算編成となっております。本町の財政運営は本当に大丈夫なのか、今後の財政運営をどう見通しているかお伺いいたします。

次に、主要施策について質問したいと思います。

令和7年度は、持続可能で自立した地域づくりのため、住民自ら積極的に行動し、地域の課題解決ができるように、地区公民館を地区まちづくりセンターとし、役割を明確にしていく事業に移行していくとのことですが、地域間でのサービスに格差を生じることが考えられます。また、担当職員が大きな負担増となることも懸念されますし、様々な問題も考えられますが、対応策としてどのようなことに取り組み、事業を進めようとしているのかお伺いいたします。

次に、義務教育学校の開校についての質問になります。

令和7年4月から、複式学級などの解消のため、開校までの段階対応として、第二小学校、手ノ子小学校、添川小学校の3校を統合としていますが、環境が変わるによって、子供たちの心身に悪影響があってはなりません。安全に安心して学べ、環境の変化の影響を受けない対応をどう考えているかお伺いいたします。

また、開校に向けて、校舎改修のための財源確保の現状と今後について、県や国への働きか

けも含め、状況をお伺いいたします。

次に、観光振興について質問いたします。

観光振興を強化していくことは、本町のにぎわいはもちろん、いずれ自主財源の確保にもつながり、本町にとっては大切な事業の一つです。そして、現在、水没林や冬期間の台湾インバウンドにより、本町に訪れる観光客は年々増加しています。この流れを止めることなく、できるだけ早く観光振興の強化を図らなければなりません。そのためには、四季を通して一年中観光できる資源の発掘や宿泊施設の整備、滞在してもらえる工夫などが重要で、行政の主導により、観光協会や町民と一体となり観光振興に取り組むことが必要と思いますが、町長はどのように観光振興に取り組んでいこうと考えているかお伺いいたします。

最後の質問になりますが、本町の8割を占める森林管理についてです。

令和4年8月の豪雨災害は、森林の崩落による流木や土砂の流入により甚大な被害となりました。崩落は森林管理が進んでいなかったことも原因の一つであり、今後、減災を考えたとき、森林の崩落を防ぐ適切な森林管理が必要です。災害がいつまた起きてもおかしくない現状を考えれば、早期に治山事業を促進して、森林有効活用を進めなければなりません。砂防ダムの整備も含め、今後どのような考えかお伺いいたします。

質問は以上となりますが、住民の声をしっかりと受け止め、住民の期待に応えた、公平で公正な行政運営を臨むことを要望しまして、私の総括質問といたします。

(議長 菅野富士雄君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいまの5番 屋嶋議員の総括質問にお答え申し上げます。

1点目の、新年度の予算編成についてお答え申し上げます。

昨年11月に町長に就任し、暮らし満足度No.1の実現に向けて、実行できる取組はすぐにでも着手したいと考えておりました。厳しい財政状況ではあったものの、私の考えの一部を盛り込んだ令和7年度予算を編成することができました。

中でも、最も力を入れたい子育て・教育において、無痛分娩費用の助成を計上しました。出産に伴う自己負担軽減策を講じたいという考えからです。また、新生児のおむつ用品支給支援も計上しました。生後6月までの赤ちゃんのおむつ代を支援することで、経済的負担を軽減するとともに、安心して出産・子育てを行っていただくことを願っております。

高齢者対策においては、65歳以上の町民の方に、物価高騰による経済的負担を軽減し、生活

の質の向上を図ることを目的として、高齢者元気生活応援商品券を、5,000円分を配布いたします。また、プレミアム付商品券につきましては、町内消費の促進及び町内商店等の経営の間接的支援を図ることを目的として、プレミアム率及び発行冊数を拡大し、地域消費の拡大を図ってまいりますので、ぜひ町民の皆さんに有効に活用していただければと思います。

次に、2点目の本町の財政運営見通しについてお答えいたします。

令和7年度一般会計予算は、前年度比1億円増の74億4,600万円となりました。当初予算編成における歳入の基本的な考え方は、国県支出金や過疎対策事業債等の有利な町債など、少しでも財源を確保する手段を検討した上で、町税や地方交付税などの歳入を固く見積り、各基金を取り崩すことにより財源調整を行い、歳入を組み立てたものであります。

歳出は、令和4年8月3日の大雨災害からの復旧・復興が進み、災害復旧事業費が減額となったものの、道路改良事業費や公債費、自治体情報システムの標準化対応に係る経費などが増額となっています。特に公債費は、前年度比で約6,803万円増加し、令和8年度をピークに、令和12年度までは高額の償還が続くこととなり、各種財政指数からも、財政の弾力性低下や将来の財政負担が大きいことは明らかであります。

今後は、将来世代に過度の負担を先送りしない持続可能で規律ある財政運営を図るため、緊急度と町民のニーズなどを的確に把握した事業選択を行ってまいります。そして、財源獲得に向けて、全庁挙げて組織的、横断的に強力に取り組むとともに、歳出削減を中心とした行財政改革を断行することにより、地方債の発行抑制に努めながら、暮らし満足度No.1の実現に向けて、飛躍と成長の基盤を築き、未来のビジョンを形にするための礎となる1年にしたいと考えております。

次に、3点目の地区まちづくりセンターについてお答えします。

本定例会において、地区まちづくりセンターの設置及び管理運営に関する条例の設定を提案し、地域の拠点としての地区まちづくりセンターの役割を明確に規定したところであります。これは、本町のまちづくりの基本である住民主体のまちづくりによる地域づくりをより具体的に推進していくためのものです。住民との対話を重視し、拠点となる地区まちづくりセンターが、地域づくりを支援するための機能の強化として、所管課を企画課に移管し、住民の皆様が暮らし満足度No.1のまちだと感じていただけるよう取り組んでまいります。

今後、各地域でその特色を生かしたまちづくりを実践していく上では、大なり小なり差は生じてくると思料しておりますが、それぞれの地域との横断的な情報交換を行いながら、よい事例をモデルケースとして取り入れることによる好環境が生まれることを期待しているところで

あります。

なお、それぞれの地区まちづくりセンターが提供する行政サービスには、格差は生じないものと考えております。

地区まちづくりセンターが地域の拠点として機能することにより、様々な相談も多くなると思われますが、地区まちづくりセンター職員が全ての地域課題を解決することはできません。解決が難しい部分は、関係機関に情報をつなげるなどの対応をしていきたいと考えております。

次に、4点目の義務教育学校開校についてお答えします。

本定例会で審議いただきました飯豊町立学校設置条例の一部を改正する条例による令和8年4月からの第二小学校、手ノ子小学校、添川小学校の統合は、義務教育学校いいでの森学園の開校時期が延期になったことから、開校までの間の極小規模学校・複式学級解消のための緊急的・段階的な対応策であります。教育委員会で考える小学校統合のモデルを比較し、幼児施設と小学校の連携・接続や適正人数を踏まえた教育効果なども総合的に検討し、提案したものであります。

このたびの学校統合方針は、昨年12月27日から1月31日まで、町ホームページで公表し、意見募集を行いました。あわせて、1月下旬から2月中旬にかけて、意見交換会を全7回開催しました。意見募集と意見交換会では、こども園からの持ち上がりで学級が形成されることや男女が混在すること、多い人数でよりよい教育になることに期待の声が多く寄せられました。第二小学校、手ノ子小学校、添川小学校の統合により、20人程度の学級を確保することによって、よりよい教育効果が発揮できると確信しております。同時に、今回の学校統合は、これからも続く少子化の潮流の中でも、教育の質を向上させ、持続可能な学校とすべく、町で唯一無二の義務教育学校開校に向けた過程の一環であることをご理解いただければと思います。

児童の学校環境の変化による不安や心配を緩和する取組の一つとして、義務教育学校を見据えた上での小学校間の同学年交流学习、めざみ学習に取り組んでおります。町内の同学年の児童が一堂に会し、校内外での学習を通じ、児童同士の交流が深まります。この取組を進化させ、第二小学校、手ノ子小学校、添川小学校の3校の児童が、第二小学校の校舎で一緒に学習したり、生活したりする計画も、各学校の協力を得ながら進めたいと考えております。

あわせて、児童や保護者、教職員が抱く学校統合への不安や課題を把握し、その検討と第二小学校がよりよい学校となるよう、統合に係る準備を行う組織を早期に立ち上げる予定としております。準備期間は来年度の1年間と限られておりますが、子供たちにとって安全・安心な学校となるよう、これまでどおり保護者や地域、学校関係者の皆様のご理解とご協力をいただ

きながら、準備を進めてまいります。

義務教育学校は、令和7年度中に校舎の改修、増築に係る財源を精査し、開校時期を決定したいと考えております。飯豊中学校校舎の改修と増築のための財源確保のために、文部科学省をはじめとする関係省庁を訪問し、有利な補助金制度の情報収集を行いながら、確実な採択に向けて働きかけを続けてまいります。

また、教育委員会では、県の学校施設担当部署と逐次情報を共有し、事業計画にそごがないよう、連携を取りながら進めているところであります。

次に、5点目の観光振興に向けた今後の取組についてお答えします。

近年、白川湖の水没林が幻想的な光景として注目を集め、全国各地から4万人を超える観光客に訪れていただいております。水没林での地域一体となった取組が評価され、先月、スポーツ文化ツーリズムアワード2024を受賞したことから、さらなる誘客が期待されます。また、スノーパーク事業では、飯豊町観光協会による長年にわたる信頼関係の構築と安定した取組の成果により、今シーズンの訪日客数は、昨シーズンの約6,000人を大幅に上回る1万人以上を見込んでおります。

このように、年々観光客数が増加しているものの、水没林は3月下旬から5月中旬の限られた期間しか鑑賞できないため、交通渋滞をはじめとするオーバーツーリズム対策が課題となっております。

また、スノーパーク事業においても、台湾からの観光客にとって雪は大変魅力的なコンテンツであるものの、観光客向けの宿泊施設が不足しているため、体験後には町外や他県へ移動してしまい、滞在時間が短く、観光客数に見合った経済効果が十分に得られていない状況であります。

こうした背景を踏まえ、本町観光振興を強化することは、まちのにぎわいの創出と自主財源の確保に不可欠であり、水没林や台湾インバウンドを含めた観光客の増加傾向を維持・強化していくことが重要であります。現在、飯豊町持続可能な観光計画の策定を進めており、この計画に基づき、高付加価値型の滞在観光への転換、観光と産業の一体的振興、オールシーズンでの観光コンテンツの開発の三つの方向性を軸に、観光振興を着実に推進してまいります。これにより、観光客の消費額増加を目指し、農業や伝統文化を活用した体験型観光を推進するとともに、観光と地域産業の連携を強化し、特産品開発やふるさと納税との連携を図ります。また、年間を通じた観光需要の創出に向け、四季折々の美しい景観やアウトドア、スノーアクティビティ体験などを組み合わせた観光施策を展開し、町内での滞在時間の延長と消費額の拡大を促

進します。

具体的な施策としては、宿泊施設の魅力向上や農家民泊の推進、体験型観光の拡充、水没林観光のオーバーツーリズム対策として、シャトルバスの導入や観光時期の分散化、事前予約制の導入などを進めてまいります。また、SNSを活用した国内外への情報発信、観光客データの収集・分析による観光施策の最適化、町観光協会や町民との連携による地域一体となった観光推進を図ります。さらに、厳しい財政状況を踏まえ、地方創生型の国県補助金などの積極的な活用、民間事業者参入による観光資源の事業展開、官民連携による観光施設の整備などを推進し、持続可能な観光地づくりを進めてまいります。

本町の観光は、観光客、町民、事業者の三方よしの視点を持ち、単なる観光誘致にとどまらず、地域経済の活性化や持続可能なまちづくりへとつなげていくことが重要です。飯豊町の魅力を最大限に生かした観光振興の強化に、より一層取り組んでまいります。

最後に、6点目の森林管理についてお答えします。

本町の約8割を占める森林の有効活用は喫緊の課題であります。一方で、令和4年8月と昨年7月の豪雨災害により、本町の森林や林道は広範囲で大きな被害を受けました。被災箇所は順次復旧工事を行っているものの、土砂崩れなどで大きく被災した箇所では、多額の経費を要することや、一部の林道は町道等の復旧工事完了後の工事となることから、全線復旧までには相当の年月を要すると見込んでおります。

全ての被災箇所を被災前の状態に復旧することは困難ですが、森林を活用していくには、林道や作業道が不可欠でありますので、今年度調査が完了した航空レーザー測量結果を活用し、効率的かつ効果的に復旧工事を行ってまいります。また、山形県と連携し、継続してため池改修工事に取り組むとともに、治山ダムの整備を進めます。あわせて、土砂災害の防止や水源涵養、生物多様性の保全など、森林の多面的機能を発揮するため、森林整備や森林の適正な管理を推進し、町内資源の有効活用による経済循環の仕組みづくりを行ってまいります。

令和7年度は、地域林政アドバイザーを任用し、西置賜ふるさと森林組合や林業事業者、各財産区、地域住民など、多様な主体との連携により、森林活用に向けたロードマップを作成し、計画的な森林活用に努めてまいります。

以上、総括質疑に対する答弁とさせていただきます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で総括質疑は終わりました。

これをもって、本日予定されました議事日程は全部終了いたしました。

これにて散会といたします。

ご苦勞さまでした。お疲れさまでした。 （ 午後4時17分 散会 ）

